

私立学校・学校法人の現状について

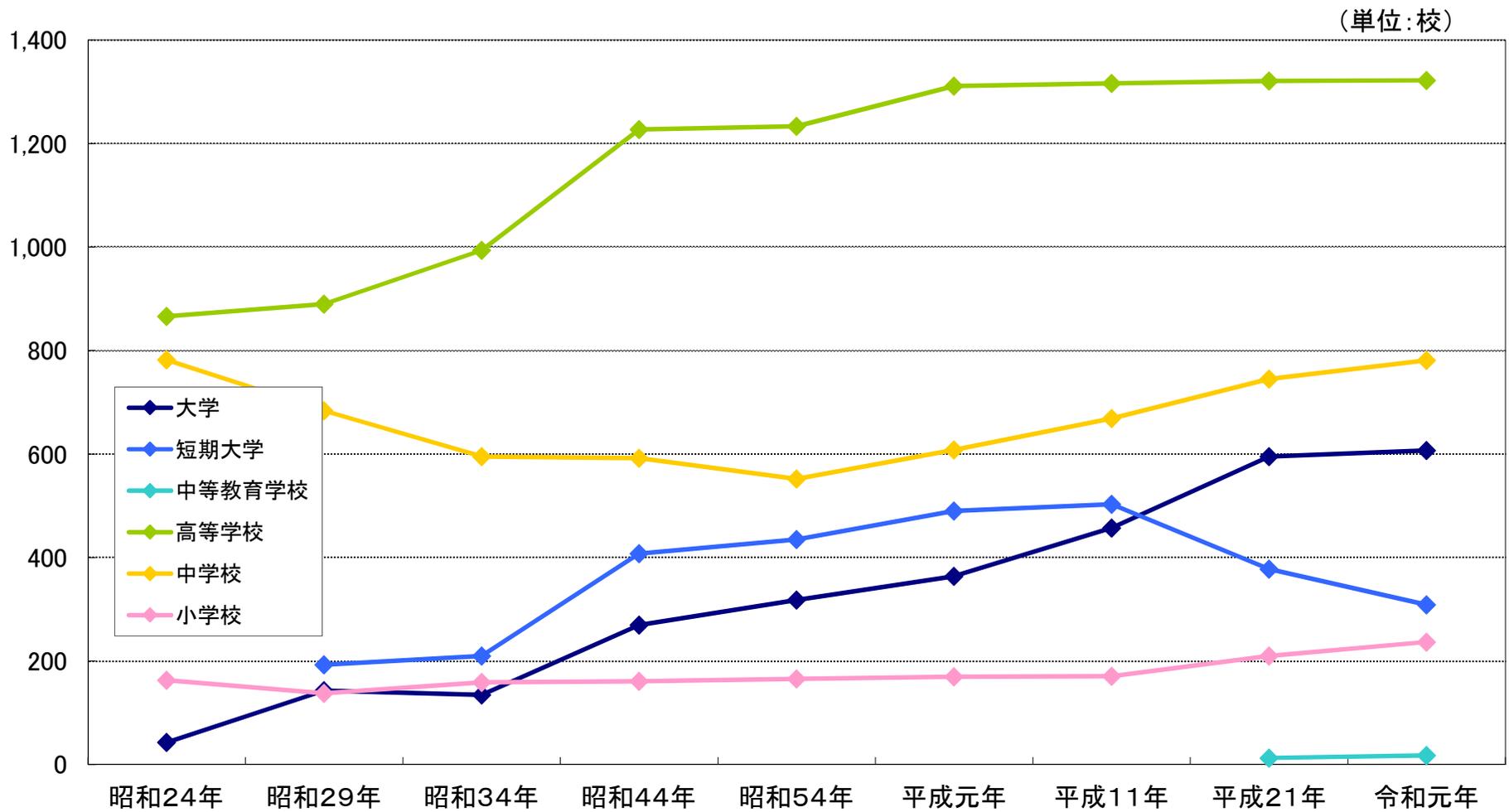
私立学校・学校法人に関する基礎データ

私立学校の状況

(令和元年5月1日現在)

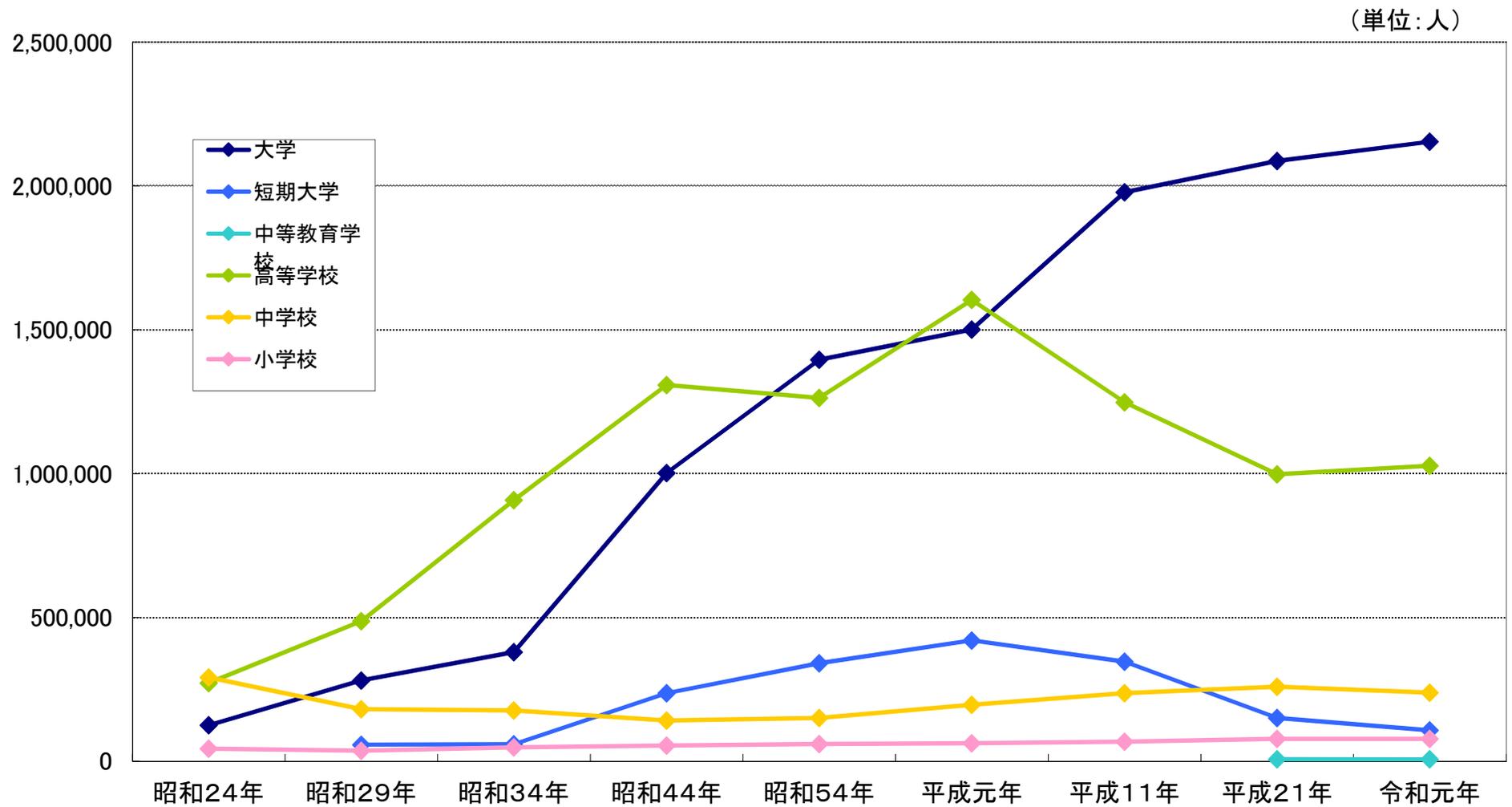
	学校総数			在学者総数		
		うち私立学校	割合		うち私立学校	割合
大学・短期大学	1,112	916	82.4%	3,028,194	2,257,484	74.5%
大学	786	607	77.1%	2,918,668	2,154,043	73.8%
短期大学	326	309	94.9%	113,013	107,272	94.9%
高等専門学校	57	3	5.3%	57,124	2,045	3.6%
特別支援学校	1,146	14	1.2%	144,434	814	0.6%
中等教育学校	54	18	33.3%	32,153	6,812	21.1%
高等学校(全日制・定時制)	4,887	1,322	27.1%	3,168,369	1,027,815	32.4%
義務教育学校	94	0	0.0%	40,747	0	0.0%
中学校	10,222	781	7.6%	3,218,137	239,106	7.4%
小学校	19,738	237	1.2%	6,368,550	78,181	1.2%
幼稚園・幼保	15,346	11,071	72.1%	1,840,790	1,582,447	86.0%
幼稚園	10,070	6,538	64.9%	1,145,576	972,296	84.9%
幼保連携型認定こども園	5,276	4,533	85.9%	695,214	610,151	87.8%
専修学校	3,137	2,941	93.8%	659,693	635,015	96.3%
各種学校	1,119	1,113	99.5%	116,920	116,425	99.6%

私立学校数の推移



数値は各年度の「学校基本調査」による

私立学校の学生・生徒数の推移

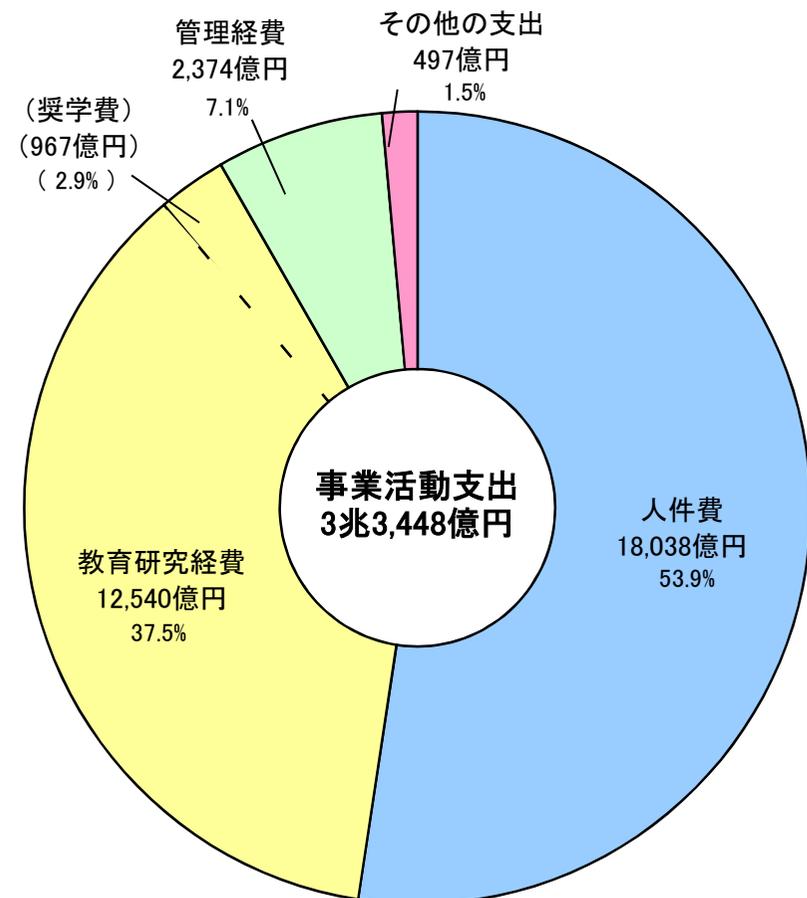
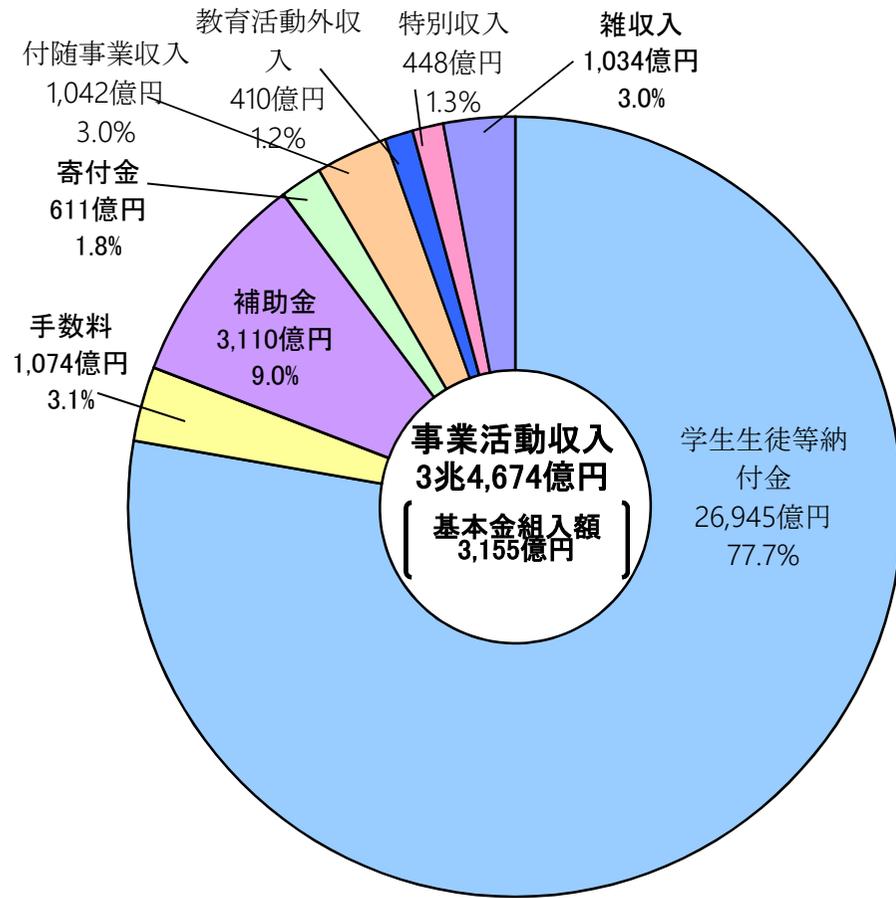


数値は各年度の「学校基本調査」による

学校法人数の推移

	文部科学大臣所轄法人				都道府県知事所轄学校法人(準学校法人を含む)										総計	
	大学法人	短大法人	高専法人	小計	高校法人	中等教育 学校法人	中学校法人	小学校法人	幼稚園法人	幼保連携 型認定こ ども園法人	特別支援 学校法人	専修学校 法人	各種学校 法人	小計		
昭和30年					266											
36年					297											
40年					395											
45年					523											
50年					557											
55年					562											
60年					581											
平成元年	346	268	1	615	701		9	12	4,947		12	703	203	6,587	7,202	
2年	353	265	1	619	732		10	11	4,979		12	742	205	6,691	7,310	
3年	358	264	1	623	707		7	12	5,027		12	837	230	6,832	7,455	
4年	363	266	1	630	712		11	16	5,063		13	859	225	6,899	7,529	
5年	369	263	1	633	699		13	16	5,087		12	805	201	6,833	7,466	
6年	384	251	1	636	691		11	12	5,095		13	815	201	6,838	7,474	
7年	391	244	1	636	711		12	12	5,133		13	845	204	6,930	7,566	
8年	400	238	1	639	684		12	12	5,158		13	866	200	6,945	7,584	
9年	405	236	1	642	686		12	12	5,183		13	876	191	6,973	7,615	
10年	415	230	1	646	690		10	11	5,191		12	892	174	6,980	7,626	
11年	425	222	1	648	679		10	11	5,218		13	897	185	7,013	7,661	
12年	444	206	1	651	681		11	11	5,221		13	913	175	7,025	7,676	
13年	460	194	1	655	695		12	12	5,241		13	917	170	7,060	7,715	
14年	475	181	1	657	712		12	11	5,263		13	917	171	7,099	7,756	
15年	488	168	1	657	707		11	11	5,317		13	910	180	7,149	7,806	
16年	502	160	1	663	705		11	14	5,327		13	922	179	7,171	7,834	
17年	511	148	1	660	715		15	15	5,334		12	939	184	7,214	7,874	
18年	520	144	1	665	716		15	14	5,329		12	947	177	7,210	7,875	
19年	530	137	1	668	715		15	14	5,331		12	947	181	7,215	7,883	
20年	540	130	1	671	721		16	13	5,344		13	946	181	7,234	7,905	
21年	543	128	1	672	718		16	16	5,361		13	948	185	7,257	7,929	
22年	545	122	1	668	719	3	16	16	5,373		13	945	181	7,266	7,934	
23年	547	121	1	669	720	4	16	18	5,372		13	945	179	7,267	7,936	
24年	555	117	1	673	721	5	17	19	5,377		13	941	185	7,278	7,951	
25年	556	114	1	671	720	5	17	20	5,378		13	938	181	7,272	7,943	
26年	554	112	1	667	731	5	17	19	5,394		13	936	184	7,299	7,966	
27年	557	110	1	668	740	5	20	20	4,805	497	11	947	187	7,232	7,900	
28年	556	108	1	665	730	5	17	18	4,749	659	13	931	187	7,309	7,974	
29年	557	107	1	665	736	5	17	18	4,632	774	12	925	188	7,307	7,972	
30年	560	103	1	664	743	4	18	18	4,511	887	12	928	191	7,312	7,976	
令和元年	564	100	1	665	739	4	18	19	4,412	1,006	12	932	187	7,329	7,994	

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

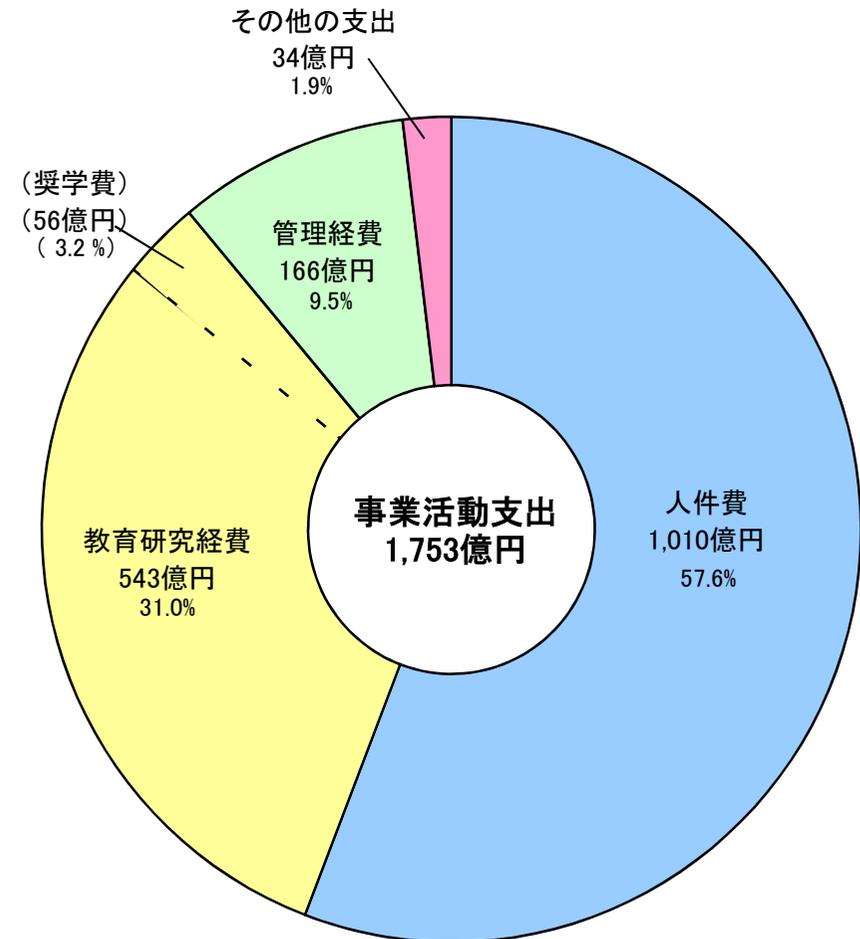
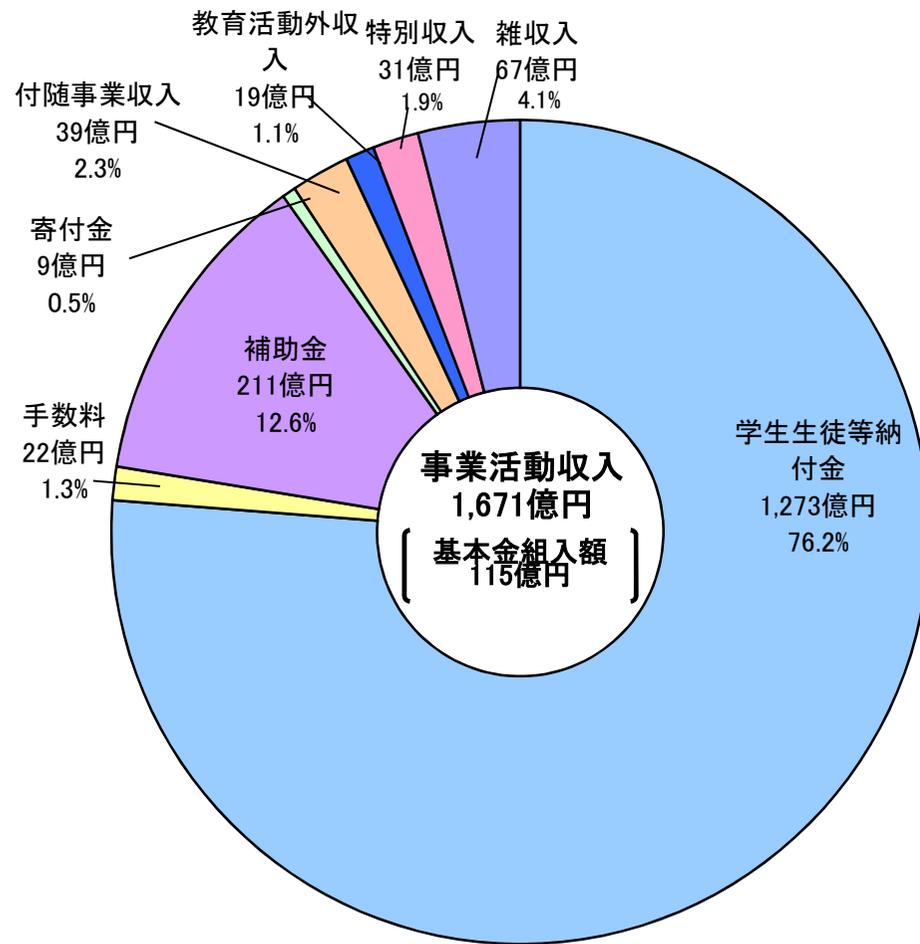
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和元年度版)」

※ 事業活動収支計算書(592校)の集計

私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

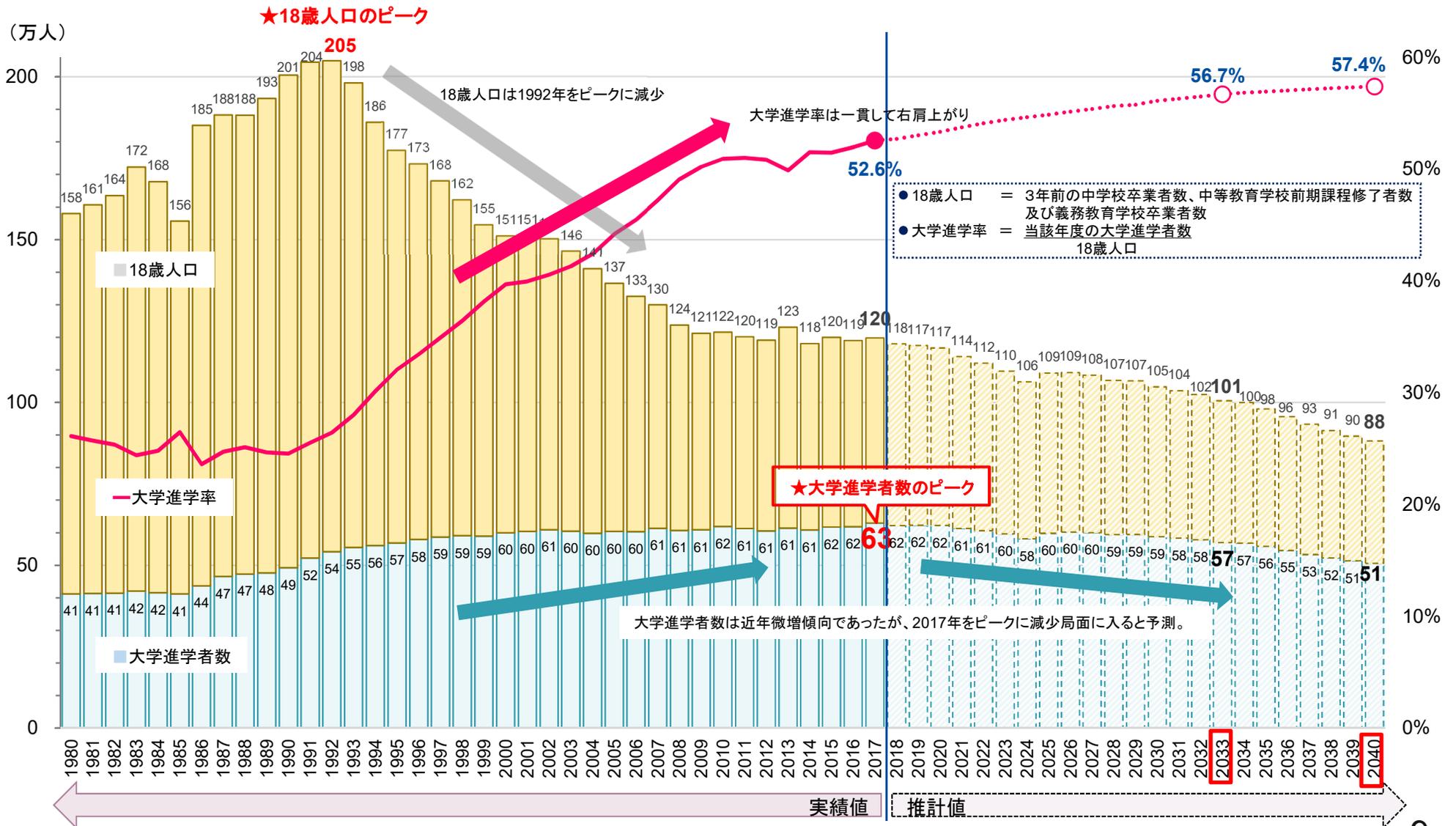
※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和元年度版）」

※事業活動収支計算書（310校）の集計

大学進学者数等の将来推計について

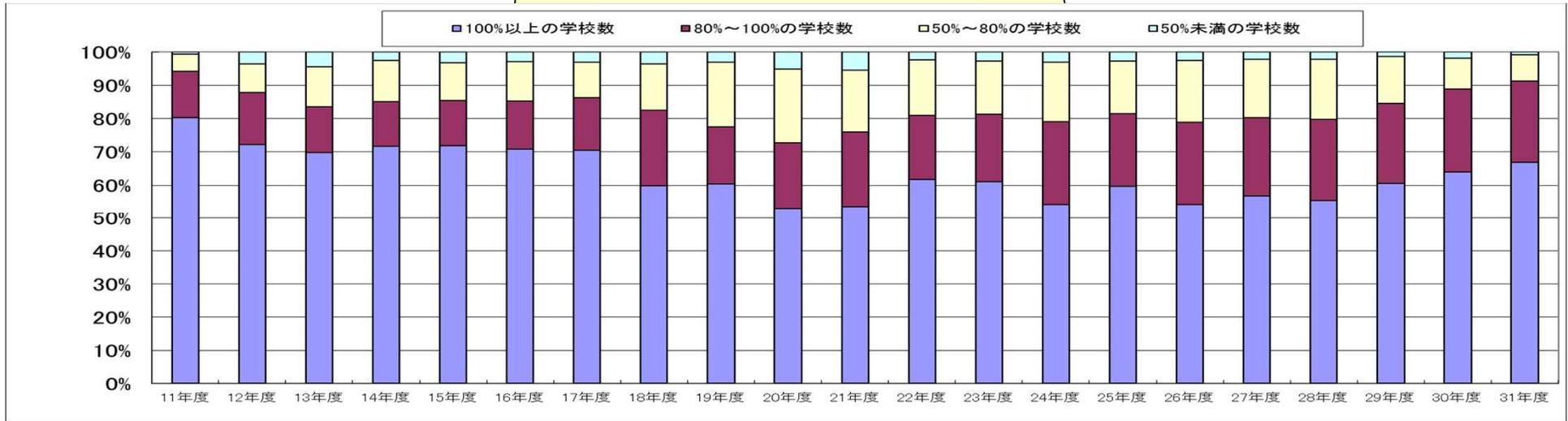
H30.2.21中央教育審議会大学分科会将来構想部会(第13回)資料2より

- 18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は一貫して上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。

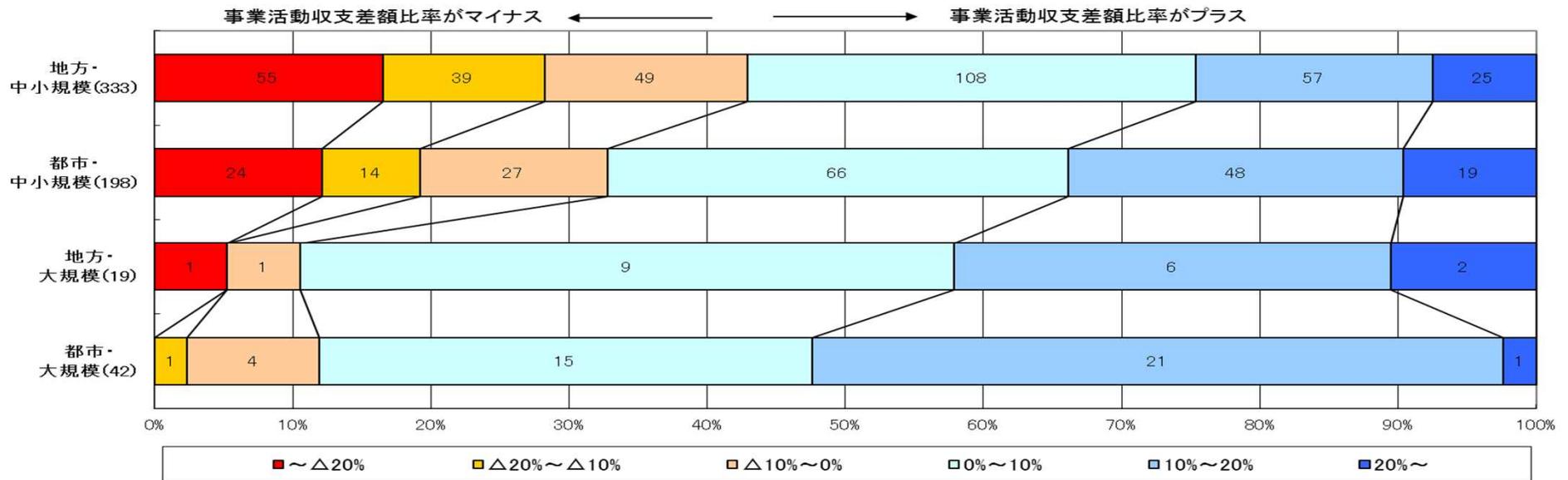


私立大学の経営状況について

私大の約3割が入学定員未充足



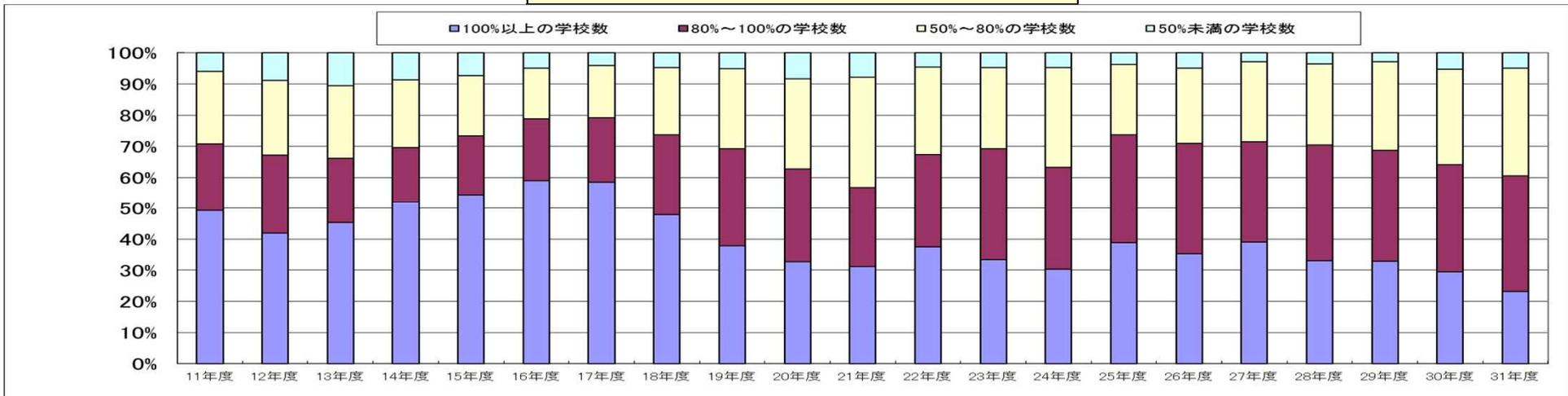
地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向



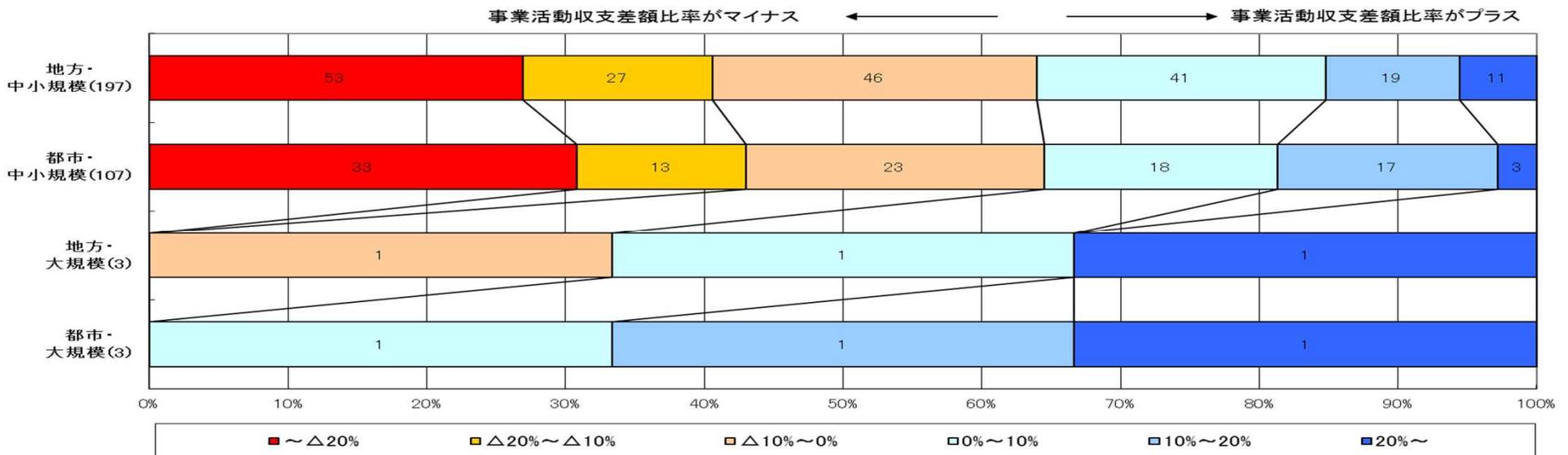
日本私立学校振興・共済事業団「平成31年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」及び「今日の私学財政(令和元年版)」より作成

私立短期大学の経営状況について

私立短大の約8割が入学定員未充足

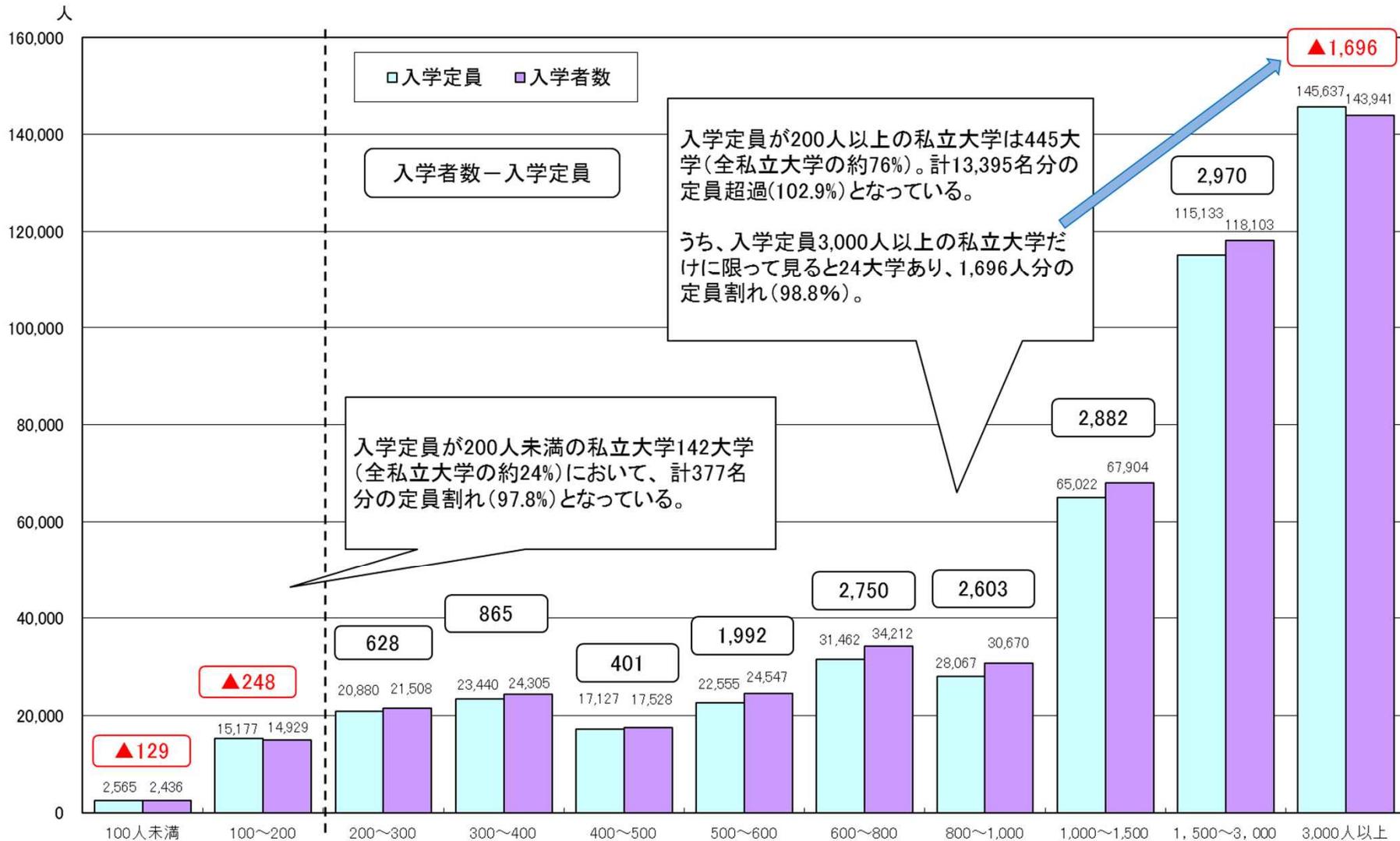


中小私短大の収支状況は約6割が赤字傾向



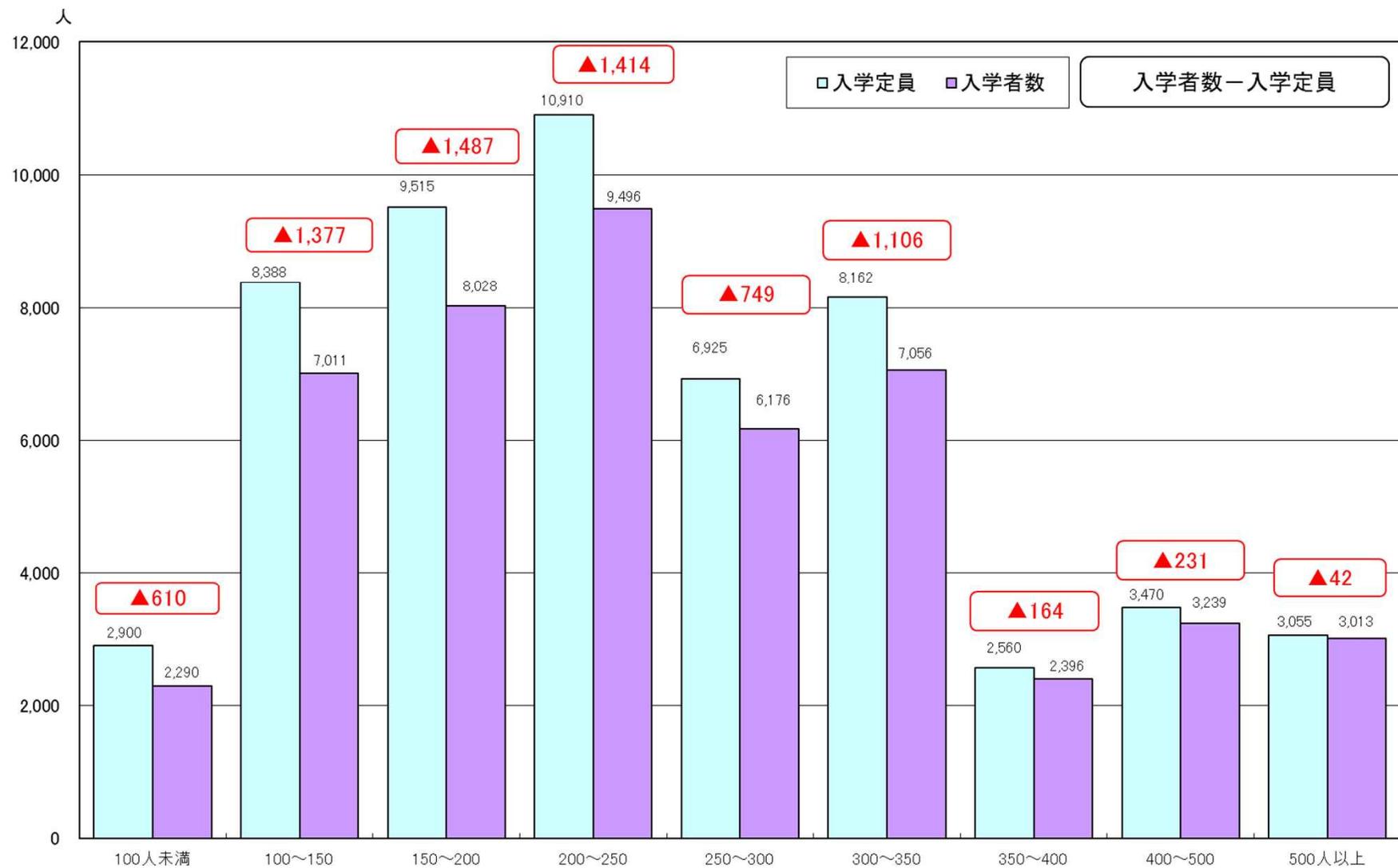
日本私立学校振興・共済事業団「平成31年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」及び「今日の私学財政(令和元年版)」より作成

規模別の入学定員、入学者数等(平成31年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

規模別の入学定員、入学者数等(平成31年度、私立短期大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

○大学の収支状況

年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
集計学校数	a	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 595
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215
割合	g=f÷a	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%

○短期大学の収支状況

年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
集計学校数	a	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61	▲ 82
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲ 5.4%	▲ 5.9%	▲ 4.0%	2.4%	▲ 2.3%	▲ 1.8%	0.1%	▲ 3.2%	▲ 0.3%	▲ 3.5%	▲ 4.9%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196
割合	g=f÷a	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%

○高等学校の収支状況

年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
集計学校数	a	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452	455	326	313
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲ 1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290	校 530	校 582	校 586
割合	g=f÷a	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%

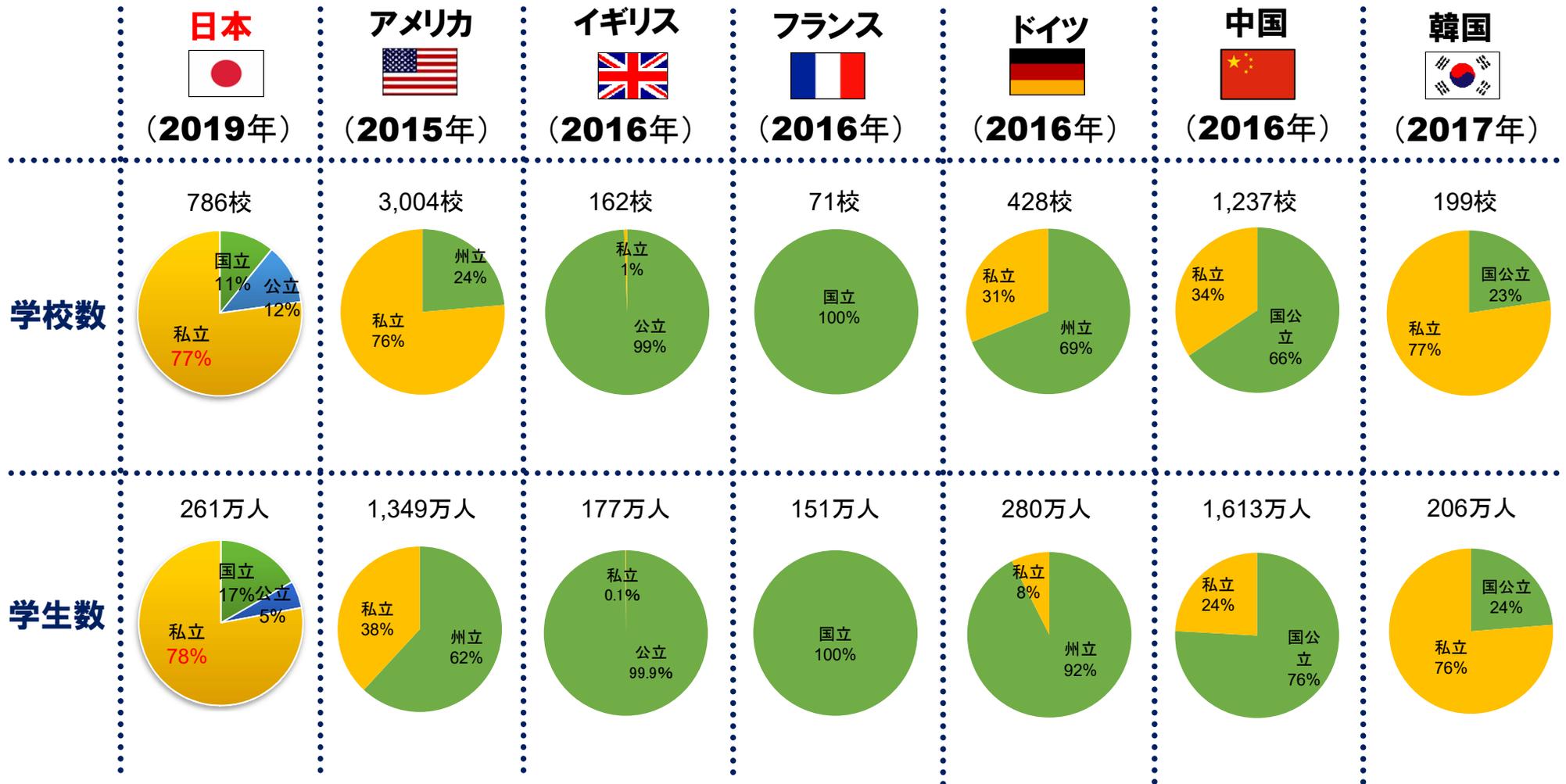
○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※) 出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

学校数・学生数の国際比較

日本は私立大学が多く、学校数・学生数ともに約8割を占めており、諸外国と比較しても多い傾向。



注：○日本：大学（学生数は学部） ○アメリカ：総合大学（大学院含む）・その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ） ○イギリス：大学・高等教育カレッジ。私立は1校のみ。 ○フランス：大学。大学は国立機関である。大学型私立高等教育機関は存在するが（27校）、学位授与権を持たない。 ○ドイツ：総合大学・専門大学・教育大学・神学大学・芸術大学 ○中国：大学（本科） ○韓国：大学・教育大学

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計」平成31(2019)年版、「学校基本統計(令和元年度)」

学校法人制度について

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

学校法人会計基準

寄附行為審査基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・補助金等について規律

学校法人

大学

短大

高校

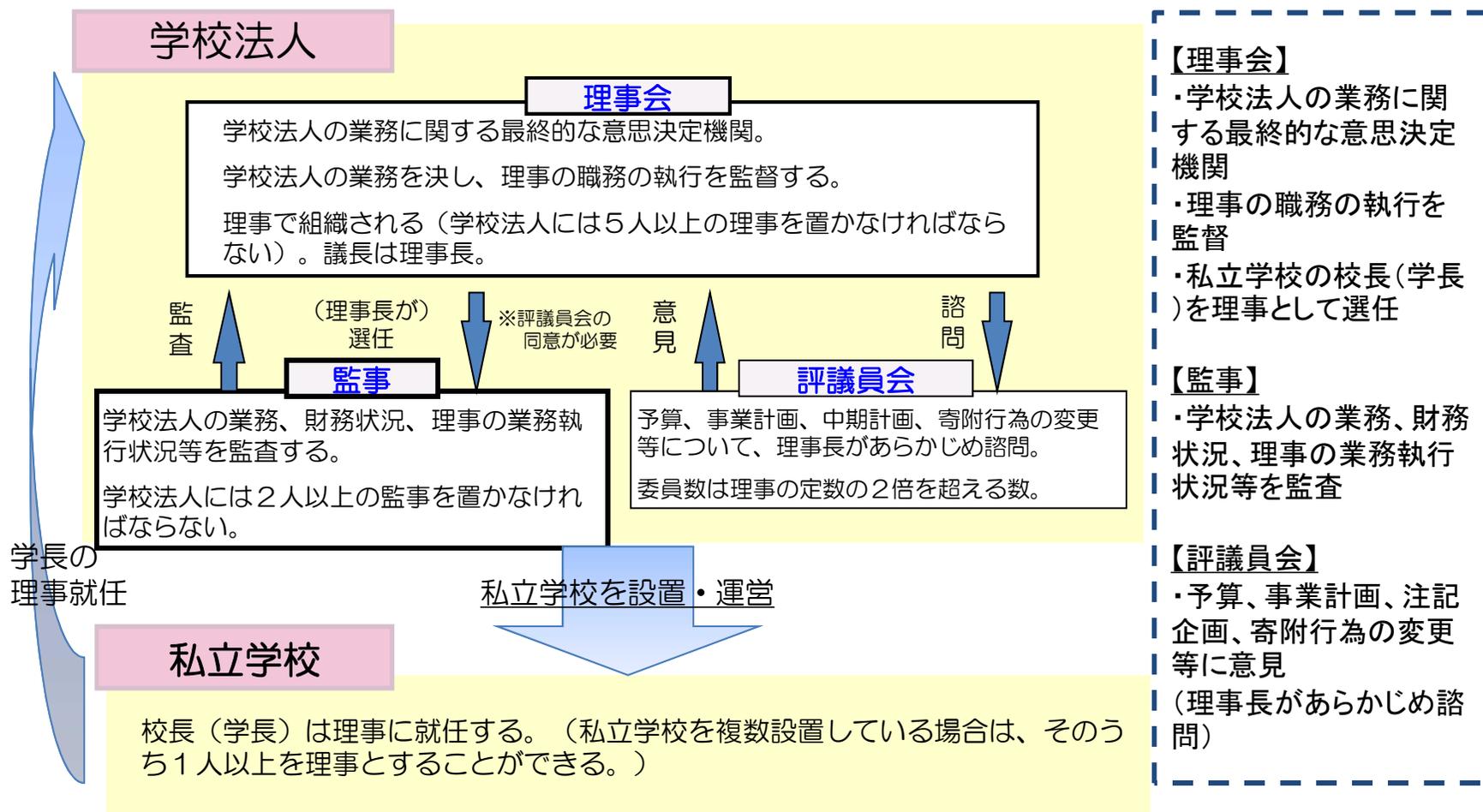
専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

学校法人の機関

- 学校法人の**最高意思決定機関**は、**合議制機関**である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり。
- 大学の、**学長**は、**学校法人の理事として経営に参画**する。



平成16年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化のため、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。

2. 概要

(1) 学校法人における管理運営制度の改善 ※詳細は次頁参照

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

(2) 財務情報の公開（第47条関係）

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、毎会計年度終了後二カ月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととし、あわせて、これらの書類及び監事の作成する監査報告書の関係者への閲覧を義務付ける。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し（第10条関係）

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

3. 施行期日

平成17年4月1日

○ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(抜粋)

平成16年7月23日
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて
文部科学省事務次官通知

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)

イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)

ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)

エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)

オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

② 監事制度の改善

ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)

イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第38条第4項及び第39条関係)

③ 評議員会制度の改善

ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)

イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるのではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

③ 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ①学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ②学校法人が措置命令に従わないときは、役員¹の解任を勧告することができる。
- ③措置命令や役員¹の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日(平成26年4月2日)

改正イメージ

赤字の措置を新たに設け異例の事態に適切に対応

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

理事の忠実義務

違反の事実等を確認

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会等からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員解任勧告

運営改善

学生保護

解散命令

学校法人制度の改善方策について（概要）

平成31年1月7日
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

- 責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化
- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
 - ・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- 役員の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など） 等

学校法人の情報公開の推進

- 積極的な情報公開と経営状況の「見える化」
- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
 - ・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

- 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化
- ・連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショートの際の恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣所轄法人） 等

学校法人の破綻処理手続の明確化

- 破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実
- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
- ・学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理） 等

※ ○ は法改正事項

令和元年私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

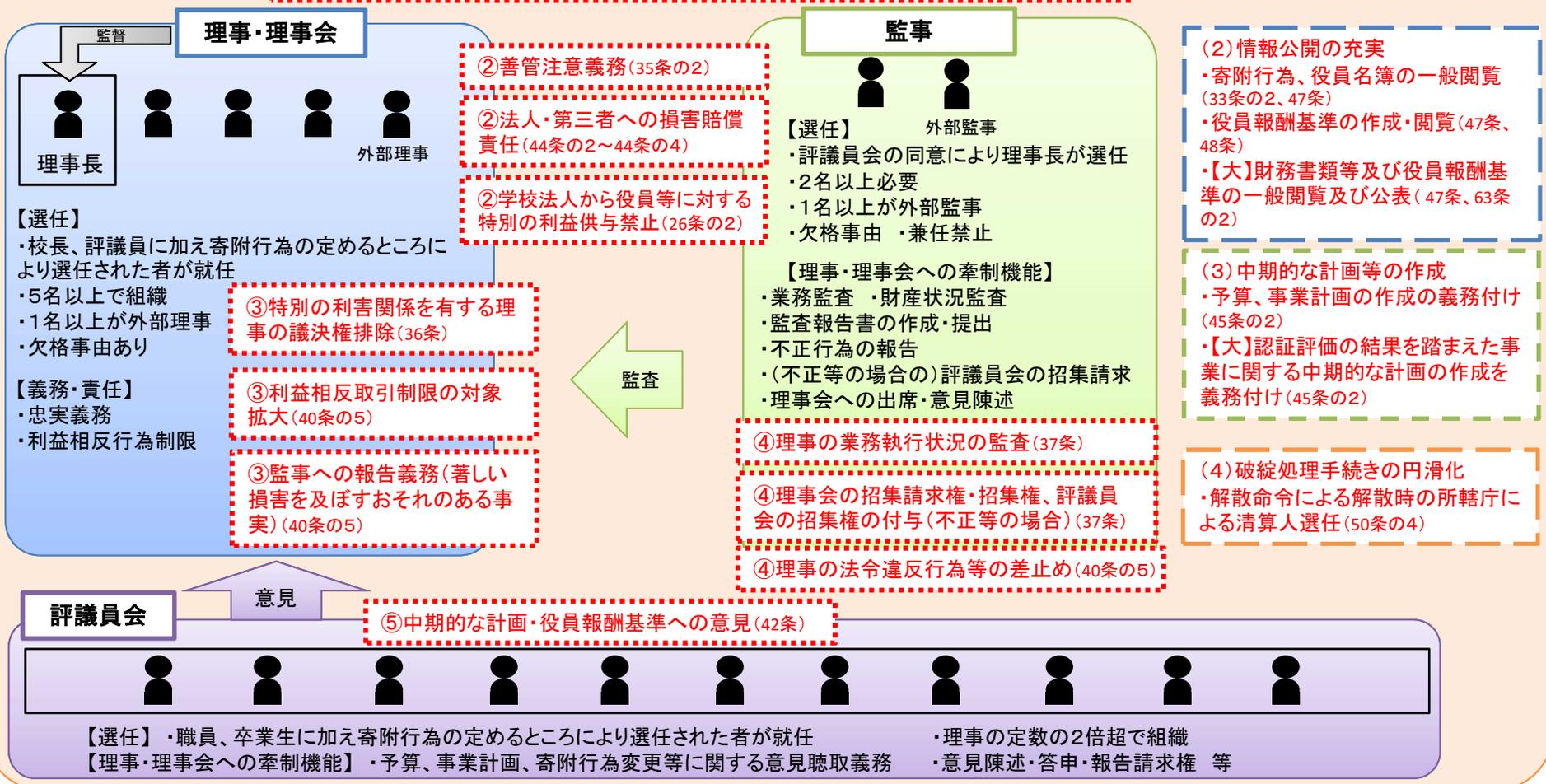
改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】
 ①学校法人の責務の新設 ②役員 責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
 (2) 情報公開の充実 【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】 (3) 中期的な計画の作成 【第45条の2関係】
 (4) 破綻処理手続きの円滑化 【第50条の4関係】 等

学校法人

- (1) 役員 職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
 ①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

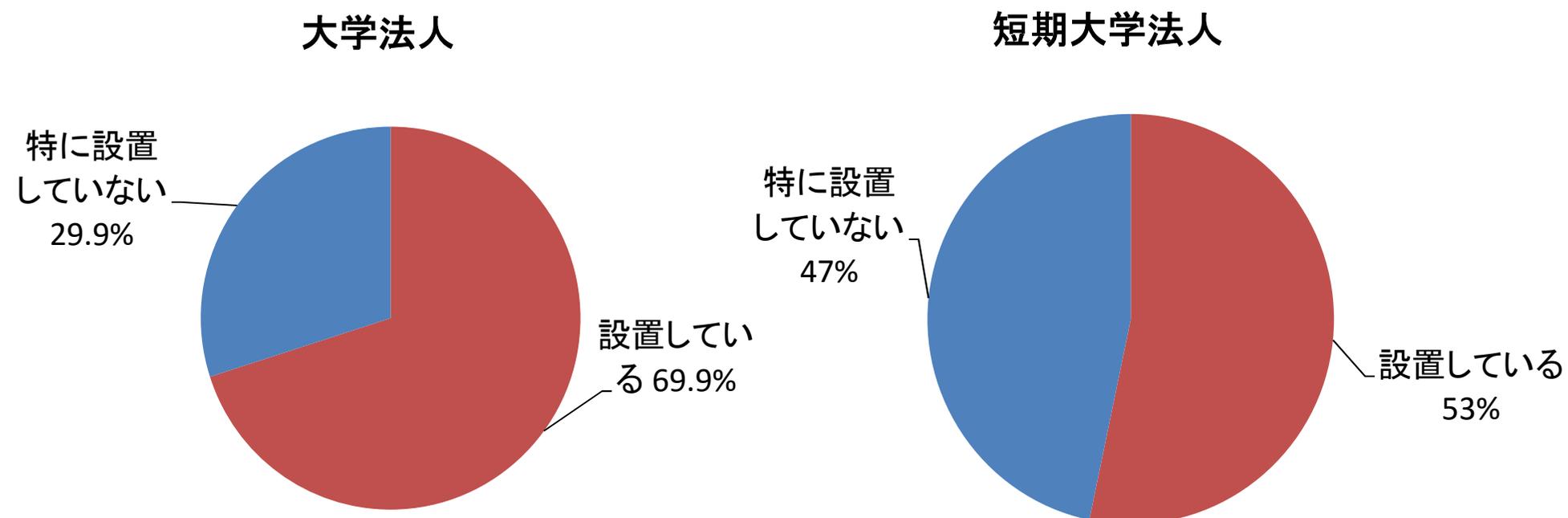
【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



理事会、評議員会等の現状

常任理事会等の設置

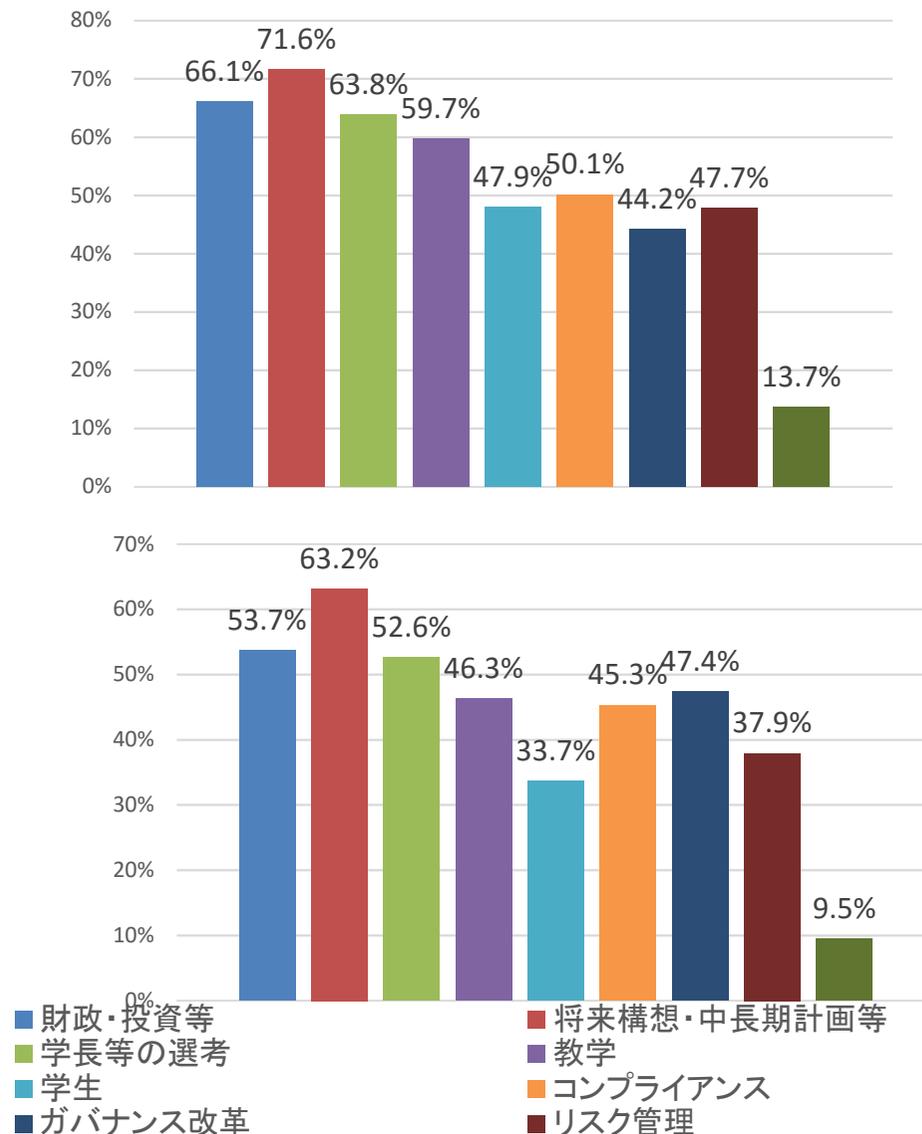
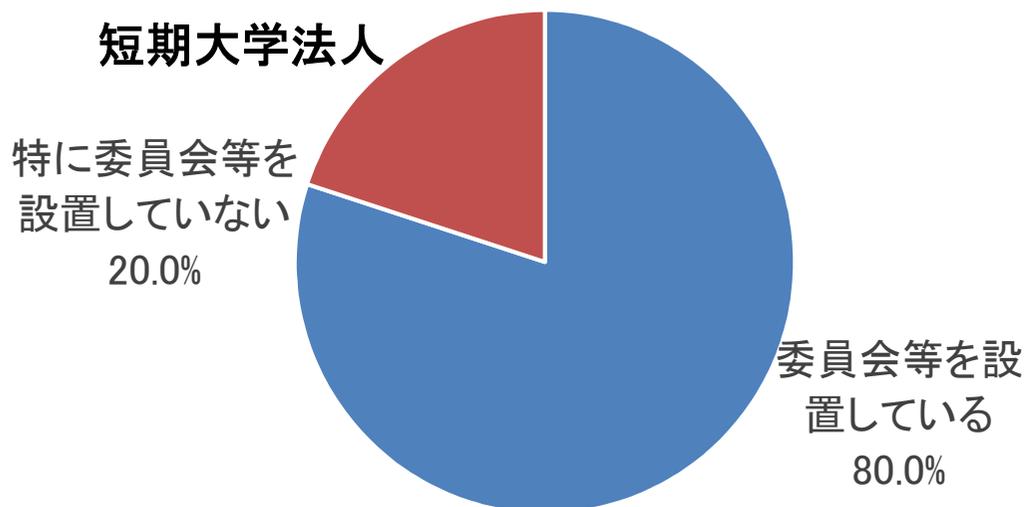
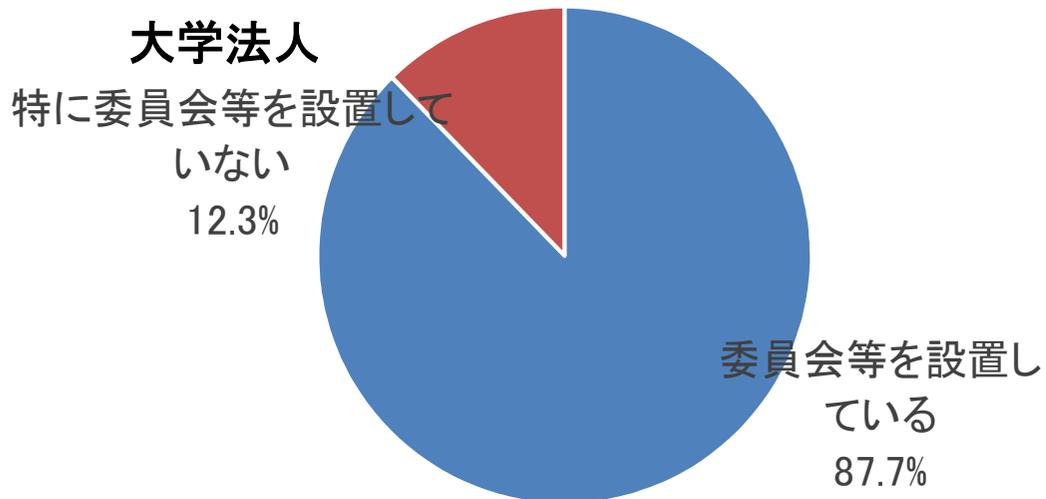
法人運営について日常的に協議等を行う常任理事会等を設置している学校法人は、大学法人で全体の約7割、短期大学法人で約5割強である。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

理事会のサポート体制

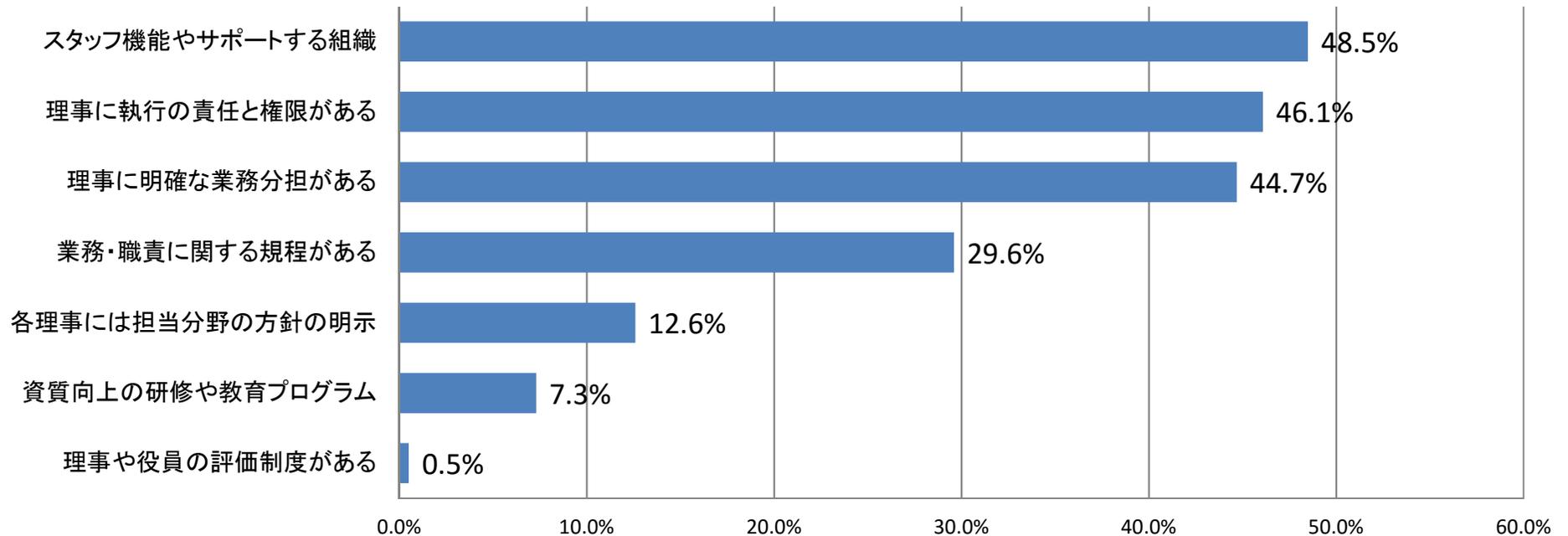
8割以上の法人が、理事会の審議事項を事前に検討する下部組織(委員会等)を設置している。



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

理事会機能を向上させるための工夫

スタッフ機能やサポート組織、理事への執行の責任と権限付与、理事の業務分担により理事会機能を向上させている大学が多い。

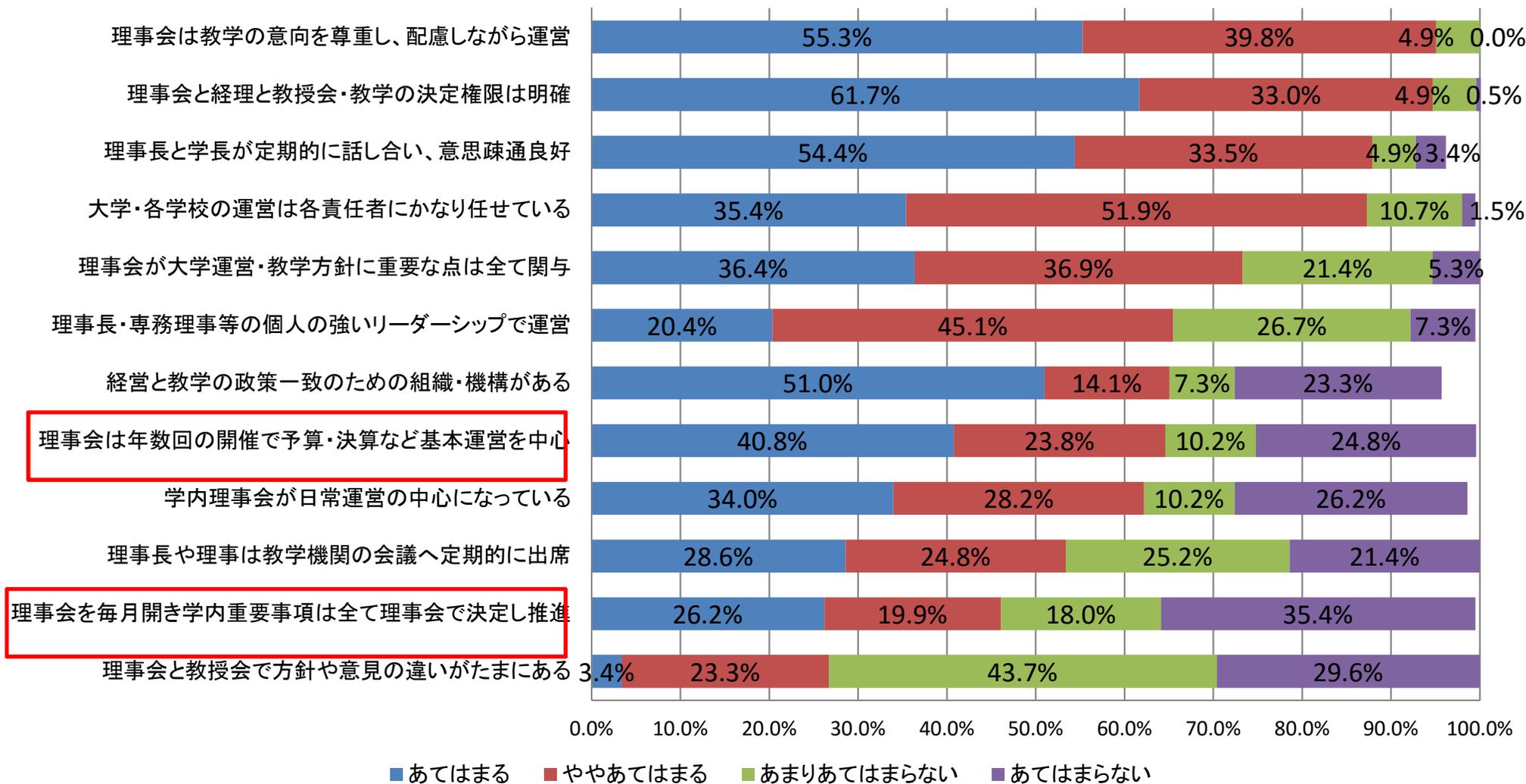


	スタッフ機能やサポートする組織	理事に執行の責任と権限がある	理事に明確な業務分担がある	業務・職責に関する規程がある	各理事には担当分野の方針の明示	資質向上の研修や教育プログラム	理事や役員の評価制度がある
～999人	35.2%	48.1%	42.6%	25.9%	9.3%	13.0%	-
1000～1999人	40.4%	32.7%	38.5%	28.8%	7.7%	3.8%	-
2000～2999人	60.5%	52.6%	50.0%	34.2%	13.2%	5.3%	-
3000～5999人	51.2%	48.8%	46.3%	31.7%	17.1%	7.3%	-
6000人以上	76.2%	57.1%	52.4%	28.6%	23.8%	4.8%	4.8%

(出典) 私学高等教育研究所「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査(速報)」平成24年3月より作成
調査対象は日本私立大学協会に加盟している大学389校(有効回答数206校)

理事会運営

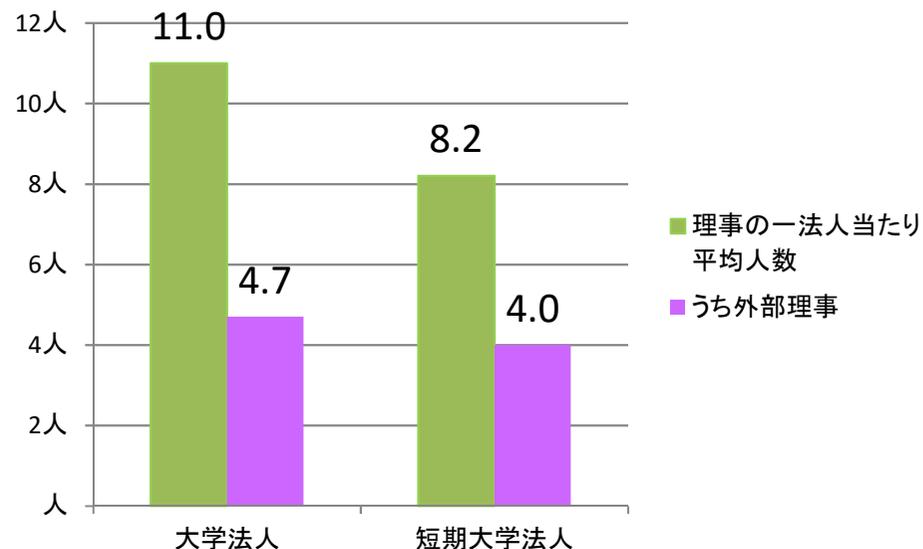
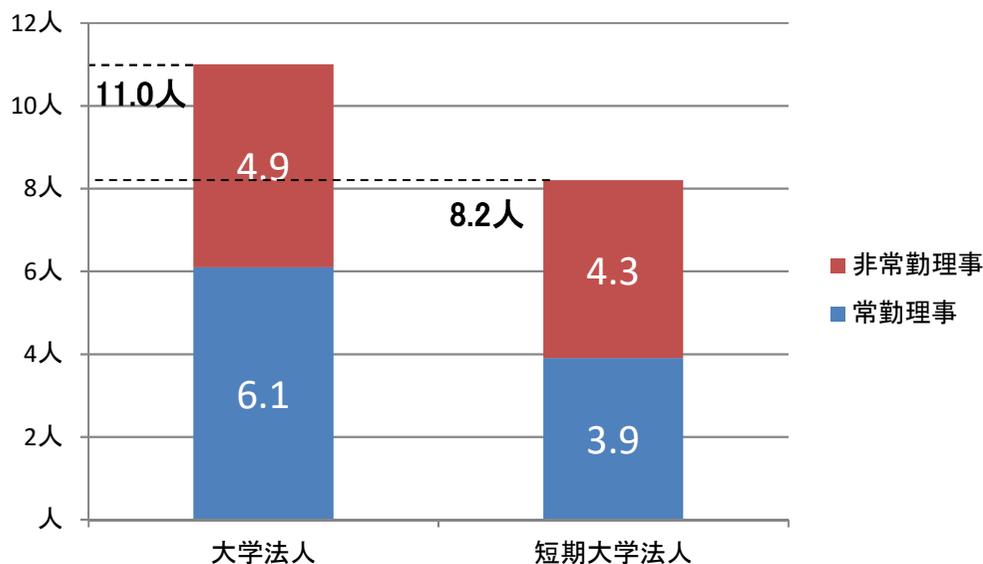
理事会運営の実態においては、「毎月開催し重要事項はすべて理事会で決める」大学よりも「年数回の開催で、予算・決算など基本運営が中心」である大学が上回る。



(出典) 私学高等教育研究所「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査(速報)」平成24年3月より作成。29
調査対象は日本私立大学協会に加盟している大学389校(有効回答数206校)

理事の人数

大学法人の理事は全国平均で常勤理事6.1人、非常勤理事4.9人の計11.0人であり、このうち私立学校法に定める外部理事は4.7人となっている。短期大学法人の理事は全国平均で常勤理事3.9人、非常勤理事4.3人の計8.2人であり、このうち私立学校法に定める外部理事は4.0人となっている。

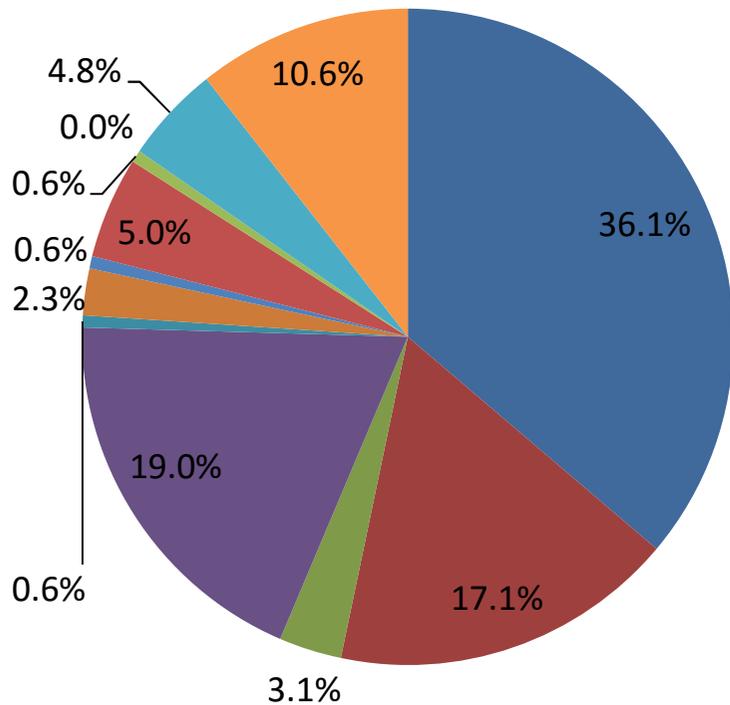


理事長の経歴

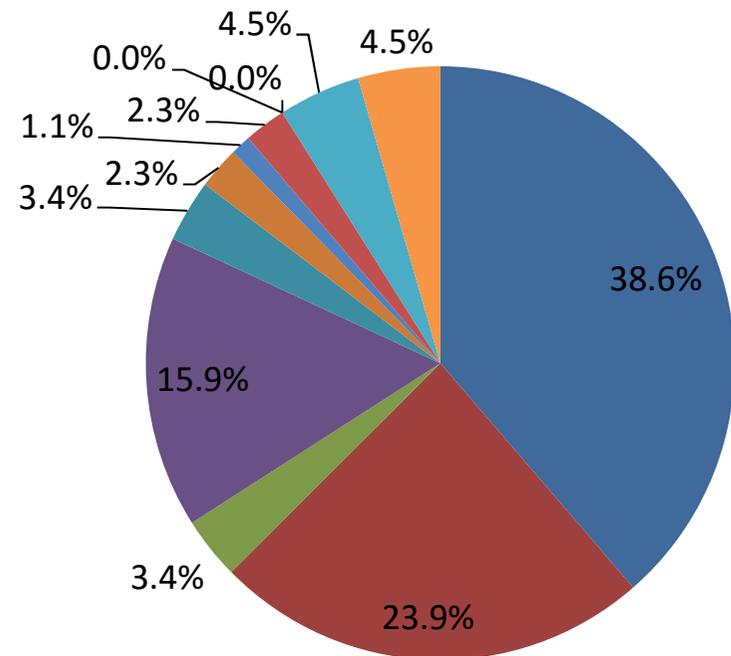
大学法人・短期大学法人ともに、半数以上の理事長は、自法人の教職員から選出されている。

- 自法人の教員
- 自法人の職員
- 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣、紹介された者
- 企業人・団体職員
- 官公庁職員
- 他の学校法人の教員
- 他の学校法人の職員
- 他の学校法人の役員
- 国公立大学の教員
- 国公立大学の職員
- 上記以外の外部有識者
- その他

大学法人



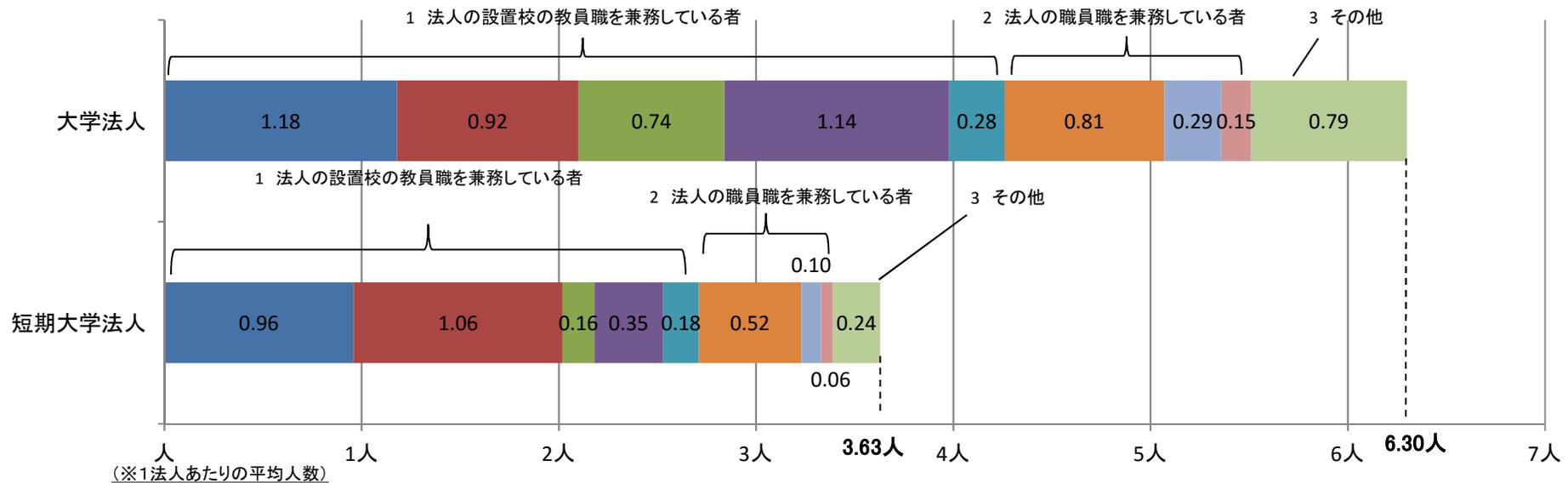
短期大学法人



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

常勤理事の経歴

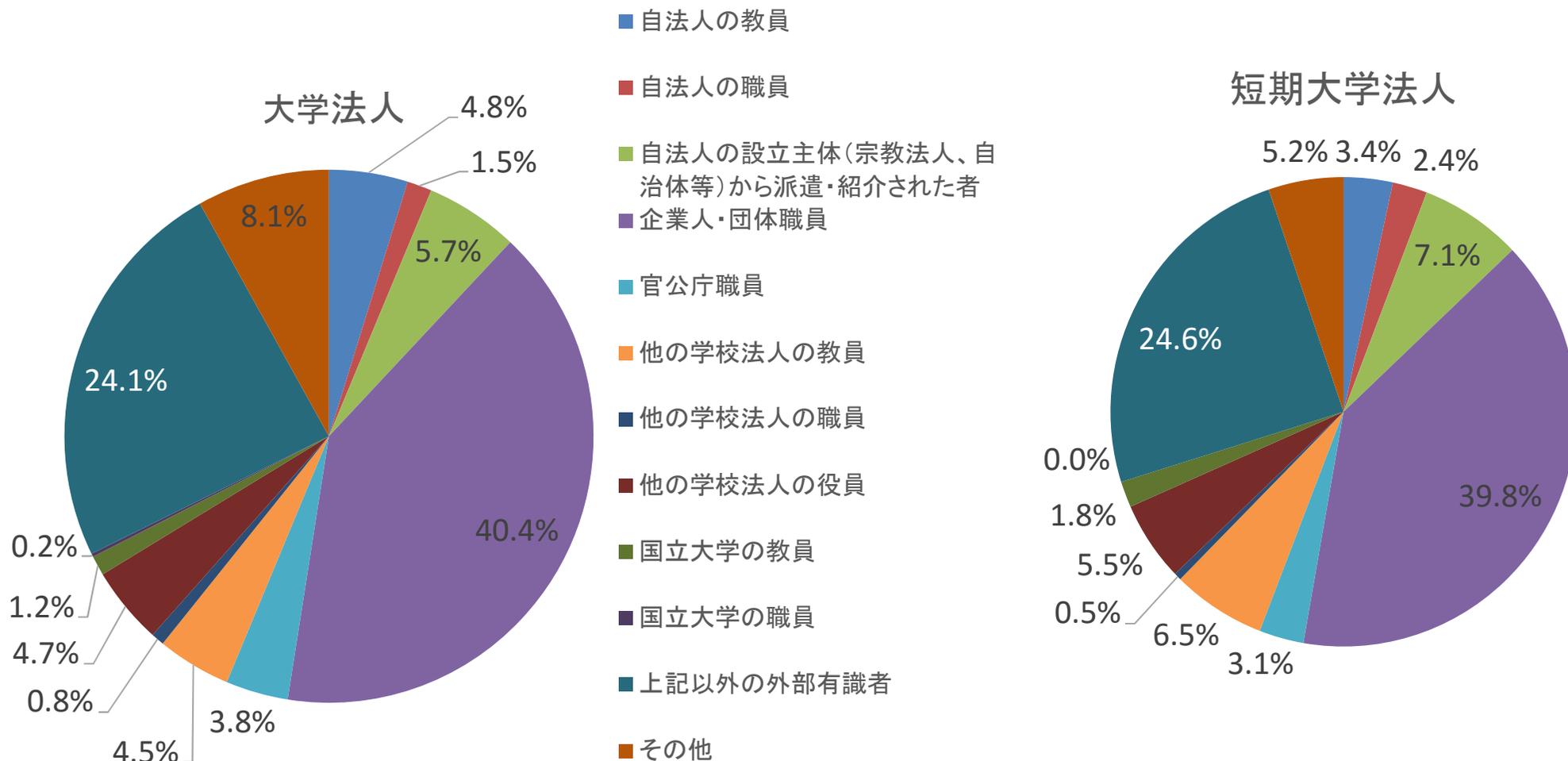
○大学法人の常勤理事の兼務内容は、大学・短期大学の学長1.18人、大学・短期大学の教員1.14人、大学・短期大学以外の設置校の長0.92人の順で分布している。
 ○短期大学法人の常勤理事の兼務内容は、短期大学以外の設置校の長1.06人、短期大学の学長0.96人、事務局長相当職0.52人の順で分布している。



- 1 法人の設置校の教員職を兼務している者
 - 1-a 学長
 - 1-b 大学・短期大学以外の設置校の長(校長、園長等)
 - 1-c 学部長(短期大学においては学科長)
 - 1-d a,c以外の大学・短期大学の教員
 - 1-e その他の教員
- 2 法人の職員職を兼務している者
 - 2-a 事務局長相当職
 - 2-b 部長相当職
 - 2-c その他の職員
 - 3 その他

外部理事の経歴

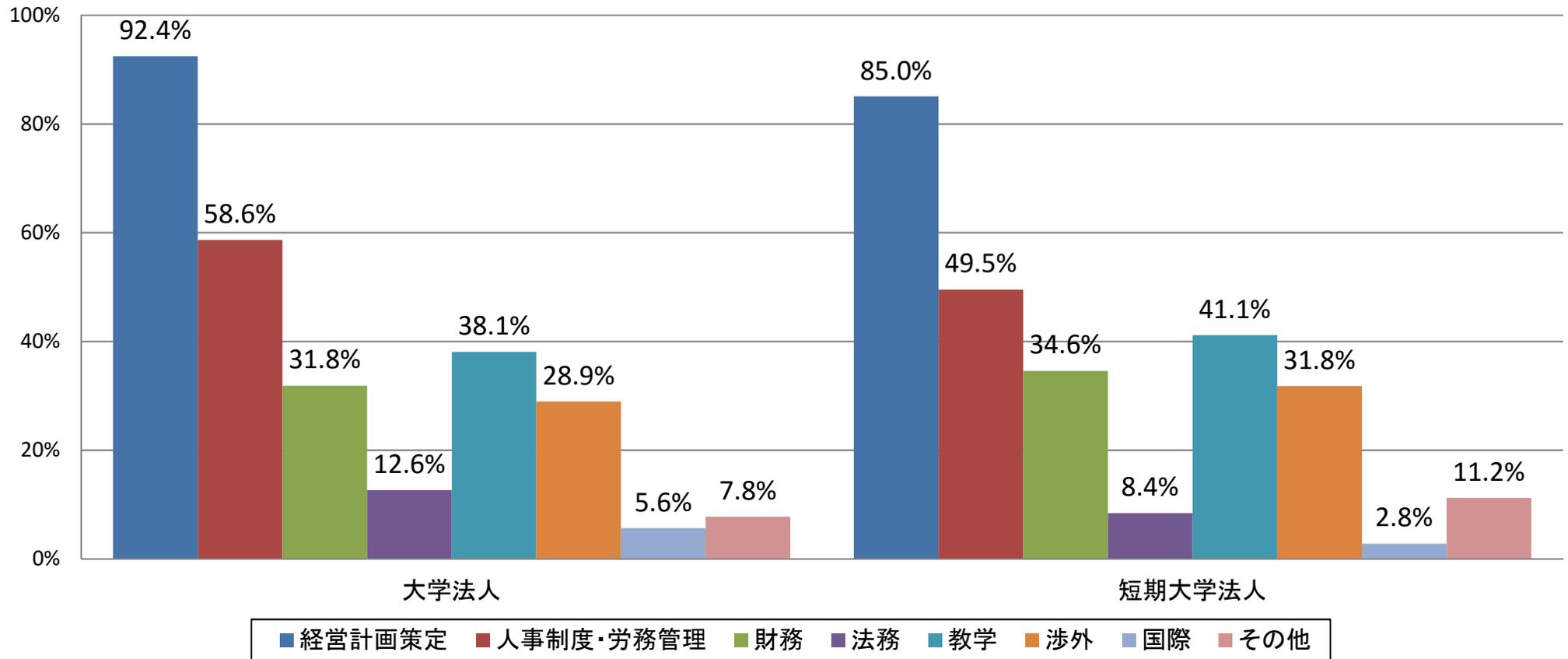
大学法人では企業人・団体職員が40.4%、外部有識者24.1%の順で分布。短期大学法人では企業人・団体職員が39.8%、外部有識者24.6%の順で分布。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

現在の外部理事の役割

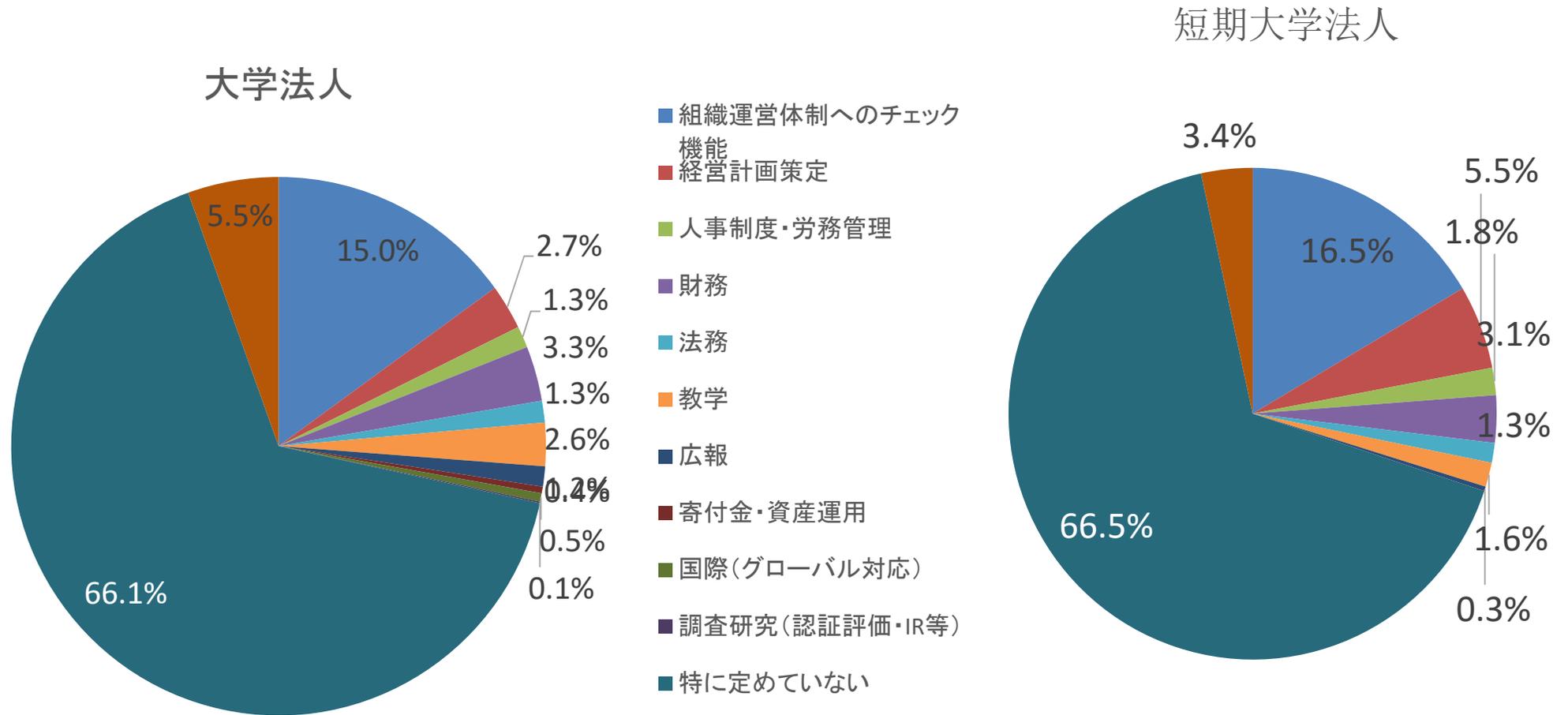
大学法人・短期大学法人ともに経営計画策定が最も多く、次いで人事制度・労務管理、教学と続いている。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

外部理事の担当職務

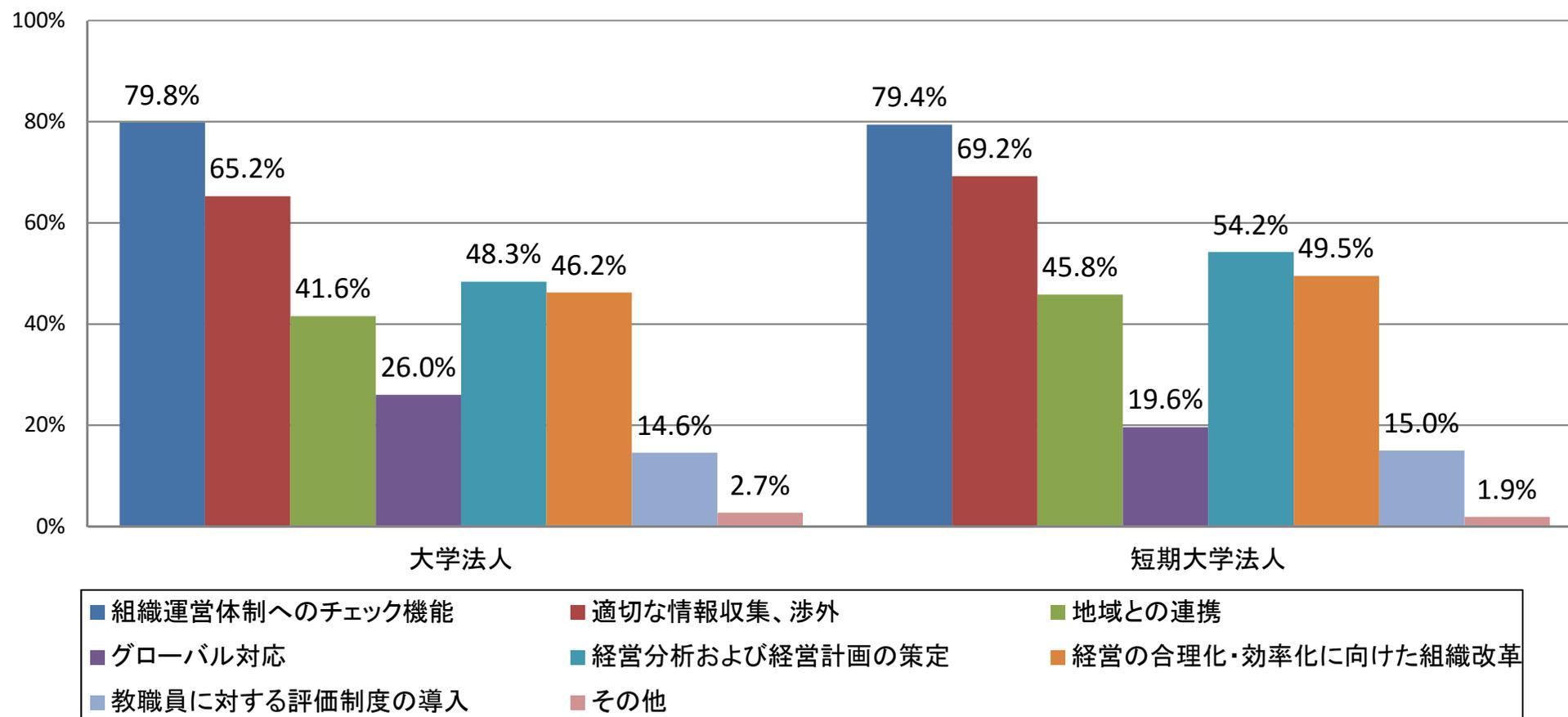
大学法人・短期大学法人ともに、過半数の法人が外部理事の担当職務を特に定めていない。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

外部理事に今後期待する役割

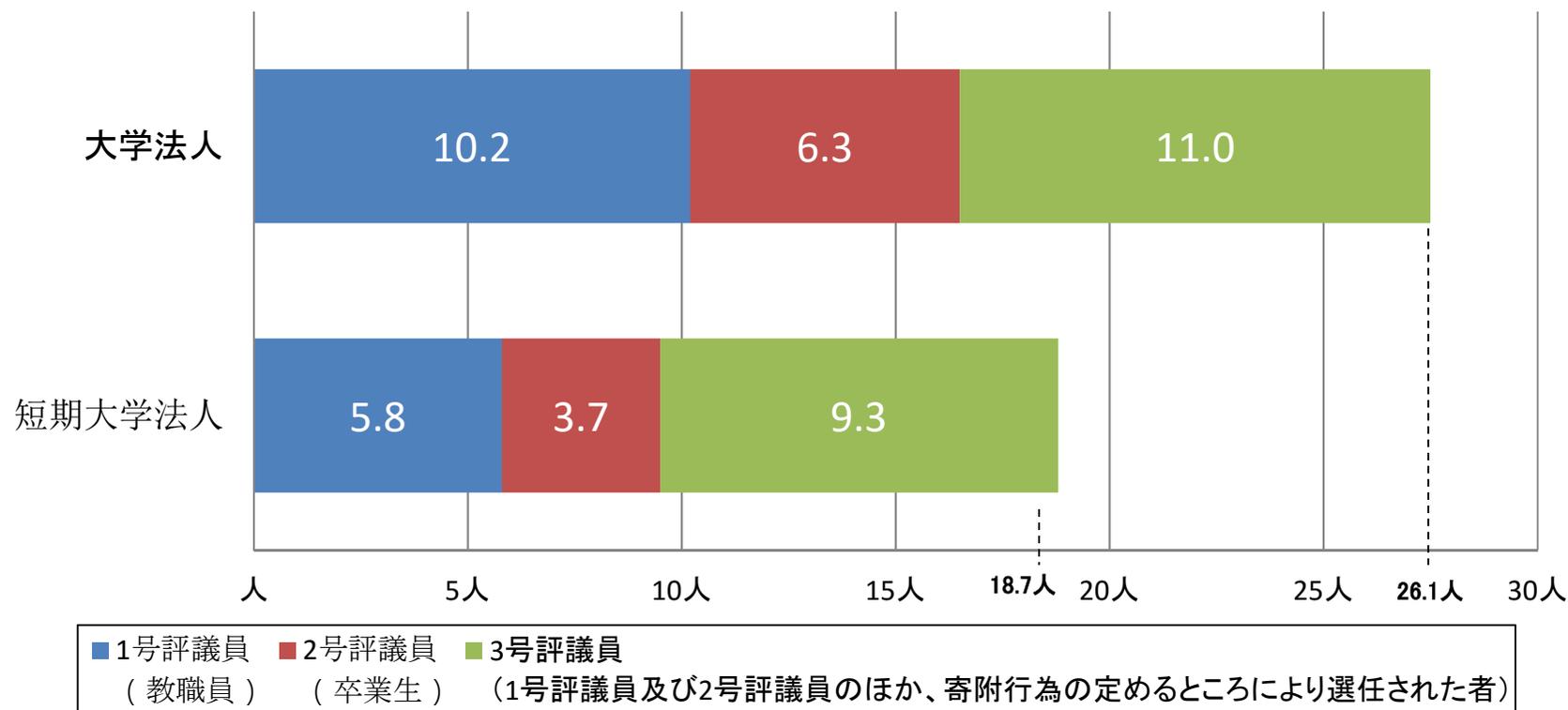
大学法人・短期大学法人ともに組織運営体制へのチェック機能が最も多く、次いで適切な情報収集・渉外、経営分析・経営計画策定が続く。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

評議員の人数

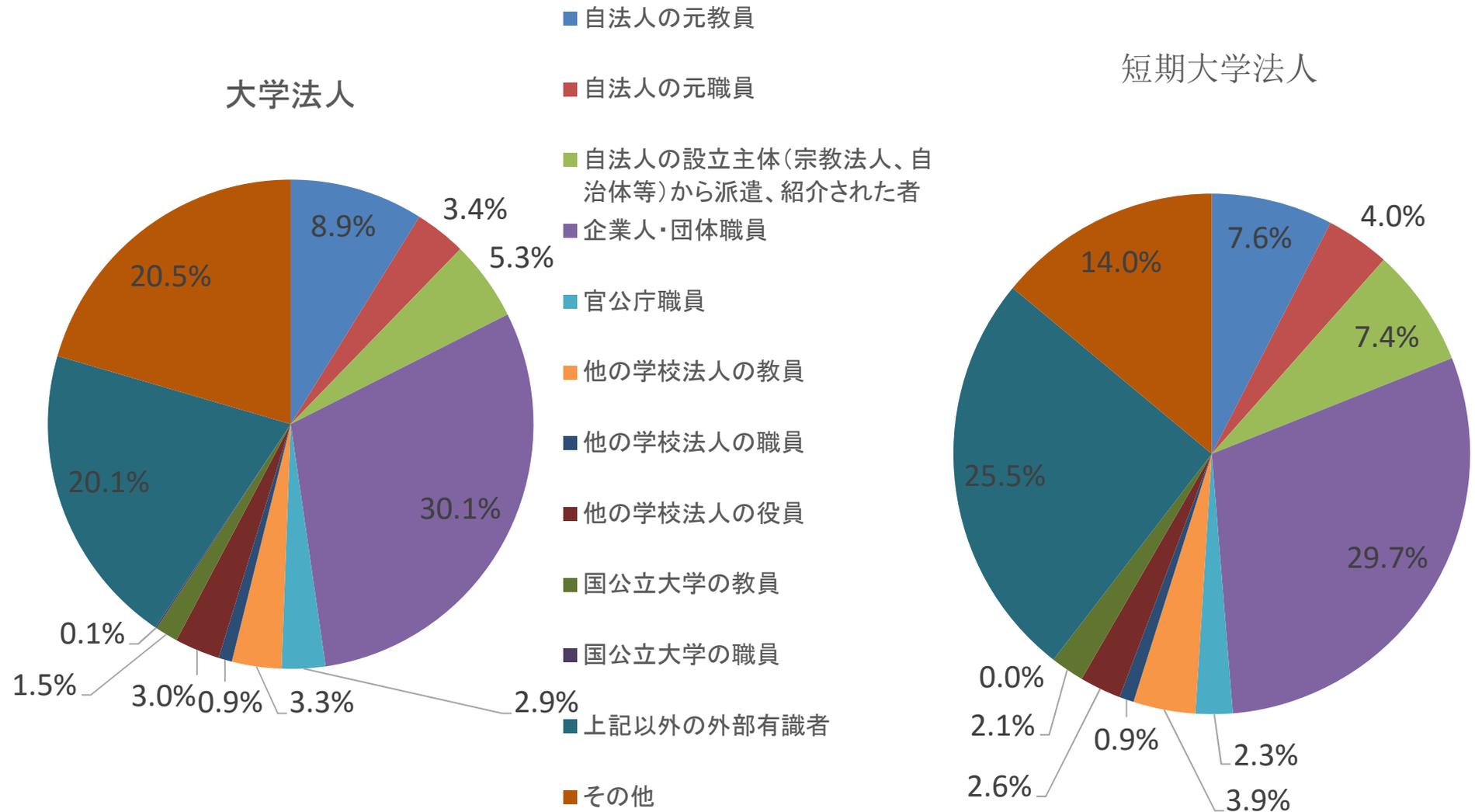
- 評議員の平均人数は大学法人で26.1人、短期大学法人で18.7人。
- 大学法人では1号評議員(教職員)と3号評議員(寄附行為の定めるところにより選任された者)が約4割、2号評議員(卒業生)が約2割。



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

3号評議員の経歴

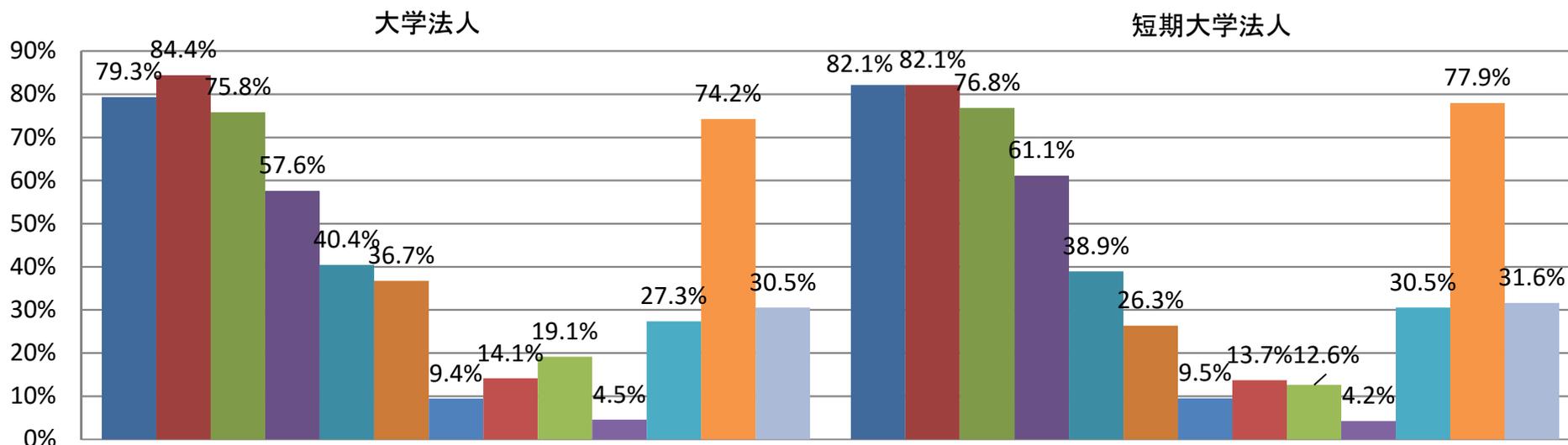
大学法人・短期大学法人とも「企業人・団体職員」が3割程度を占めている。



評議員会への諮問事項(※私立学校法第42条第1項第7号)

学校法人が評議員会への諮問事項としている内容のうち、私立学校法第42条第1項第7号を以て定めるものについては、大学法人・短期大学法人ともに、「寄附金の募集」が最多。

※ 第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
一～六 (略)
七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの



- 予算・借入・財務処分
- 事業計画
- 寄付行為の変更
- 法人の合併・解散
- 収益事業に関する事項
- 学部・学科等の設置
- 理事長にかかる人事
- 学長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃
- 寄附金の募集
- その他

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

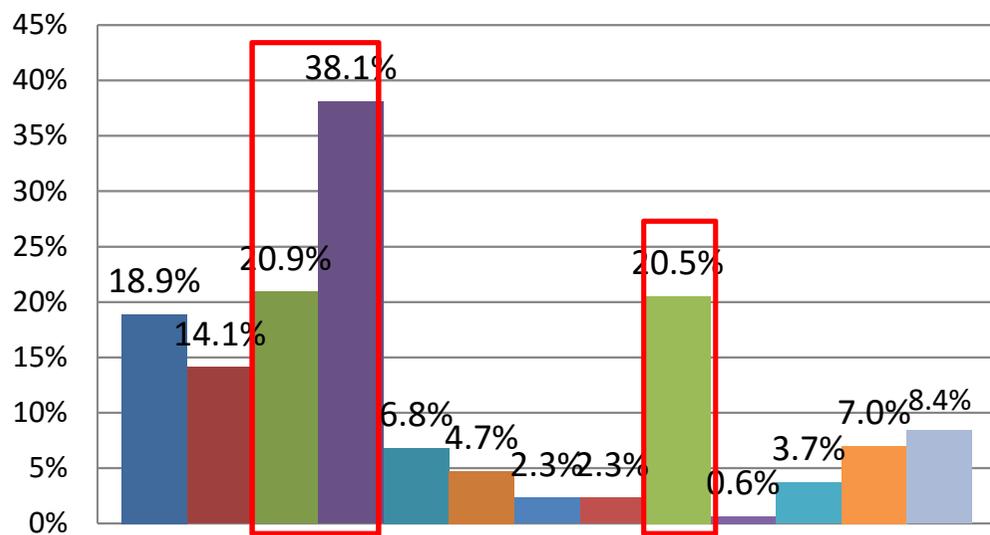
寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項(※私立学校法第42条第2項)

学校法人が寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項については、大学法人・短期大学法人ともに、「寄附行為の変更」「法人の合併・解散」「理事その他役員にかかる人事」が多い。

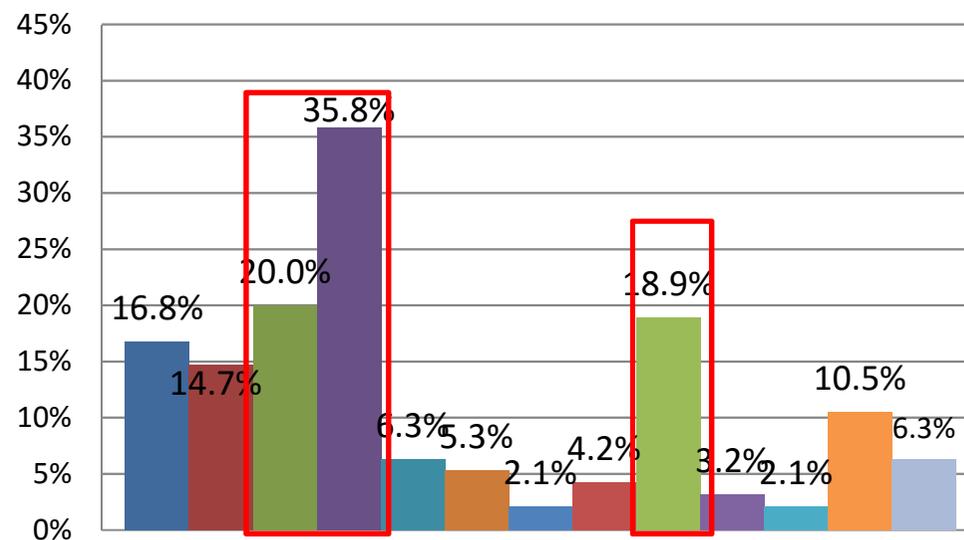
※ 第四十二条 (略)

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

大学法人



短期大学法人

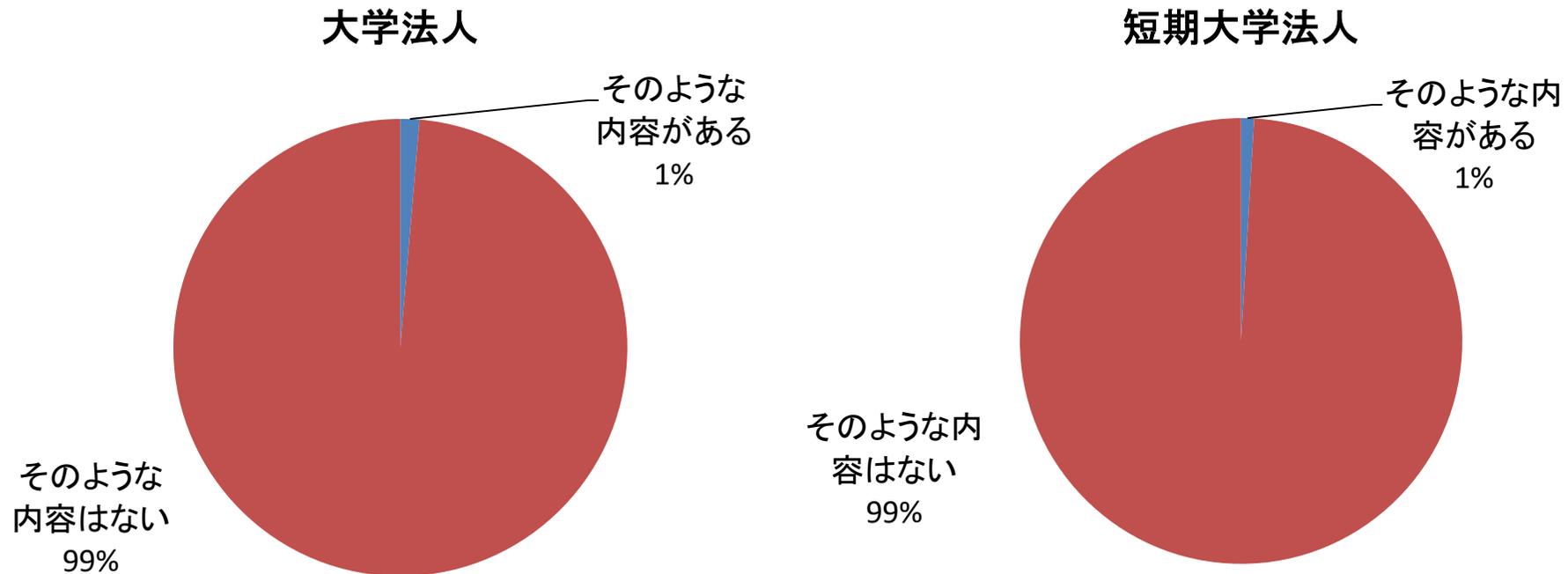


- 予算・借入・財務処分
- 寄附行為の変更
- 収益事業に関する事項
- 理事長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃
- その他
- 事業計画
- 法人の合併・解散
- 学部・学科等の設置
- 学長にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 寄附金の募集

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

評議員会により否定された内容

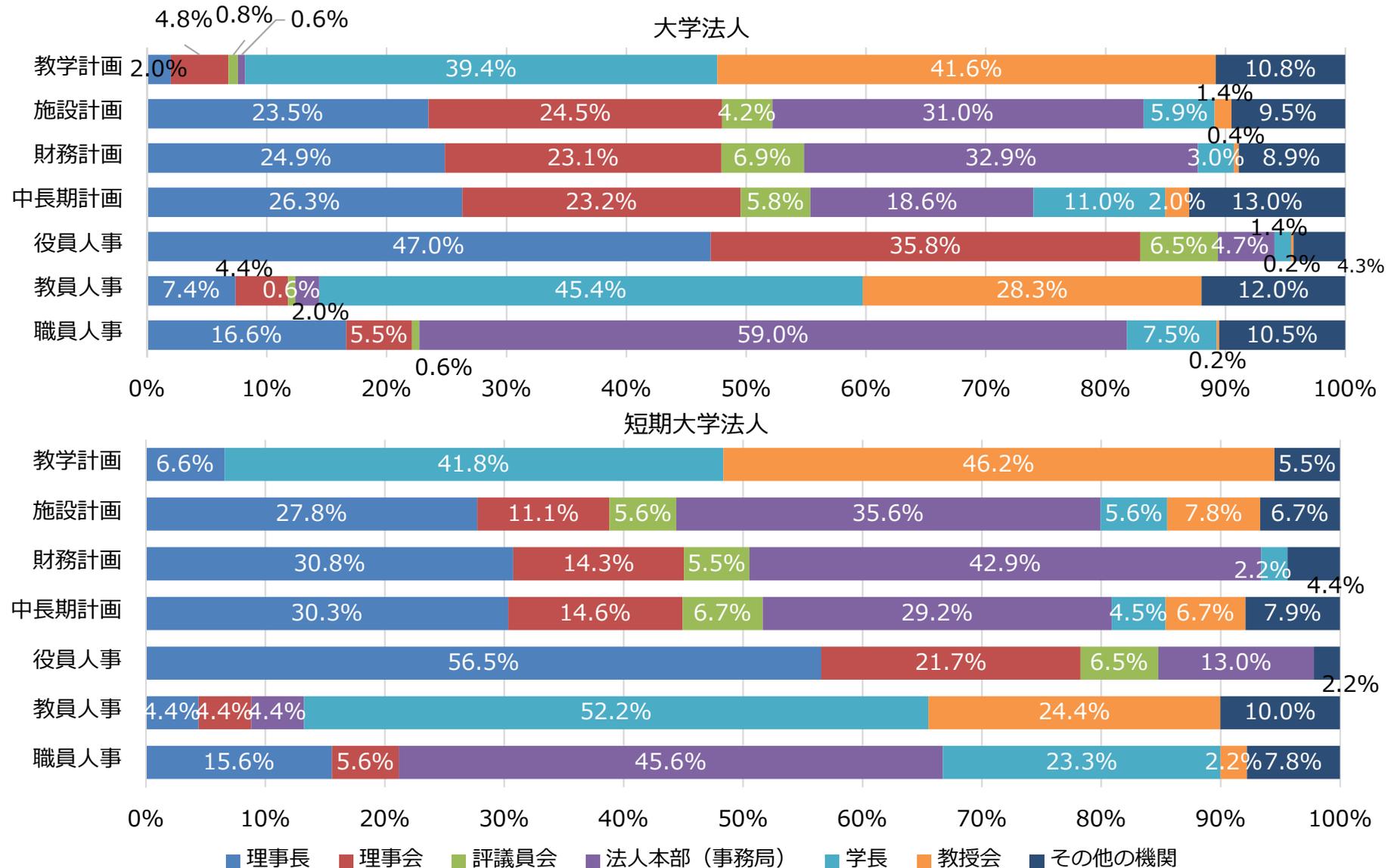
過去3年間(平成22~24年度)の中で、理事会の諮問に対して、評議員会が否定の意見を示した内容があると回答した学校法人は、ほとんど存在しない。



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

法人における意思決定プロセスで意向が尊重される機関

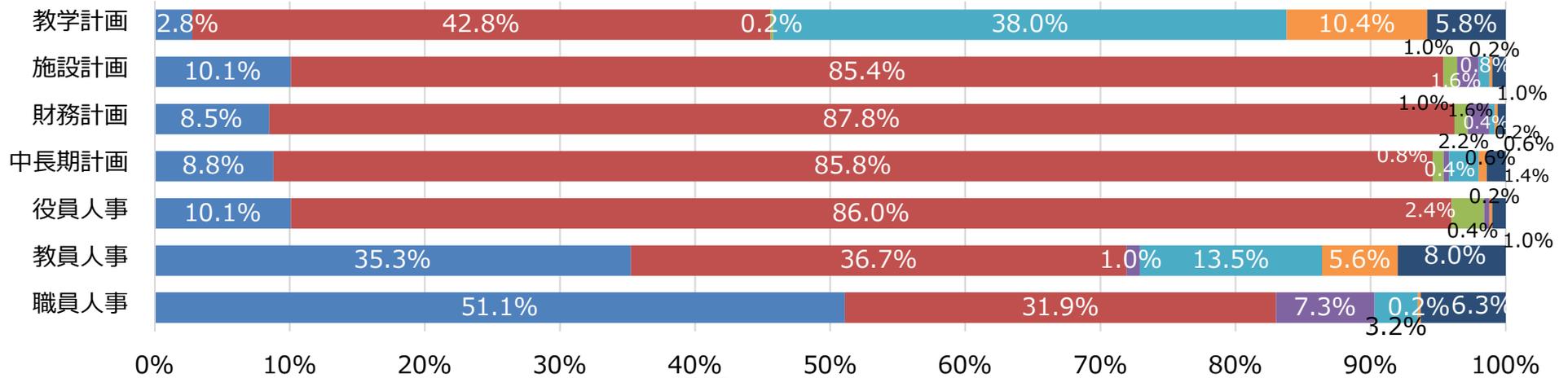
教学計画については学長や教授会、施設・財務・中長期計画については理事長・理事会・法人本部、役員人事は理事長、教員人事は学長、職員人事は法人本部の意向が尊重される傾向にある。



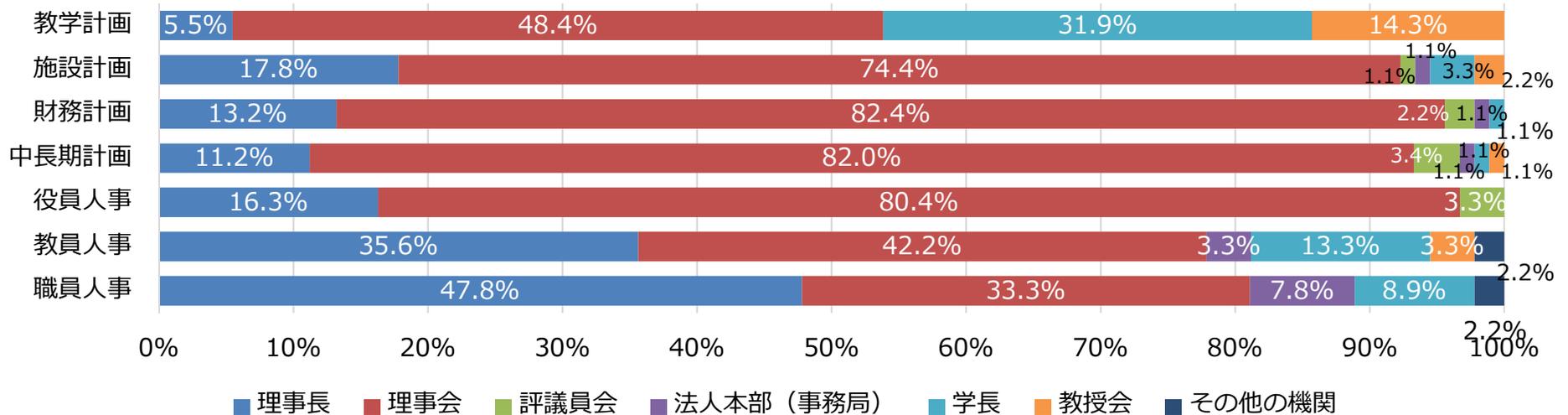
法人における最終意思決定機関

全体的に理事会が最終意思決定を行う場合が多いが、教学計画においては学長、教員人事においては理事長が最終意思決定機関になる例が多く見られ、職員人事においては理事長が最終意思決定を行う法人が多数である。

大学法人



短期大学法人



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

監事の現況

【監事の任命】

- 国立大学法人：**文部科学大臣が任命**。外部監事を含まなければならない。
- 公立大学法人：**設立団体の長が任命**。財務管理、経営管理など優れた識見を有し、監査実務に精通している者。
- 学校法人（私立大学）：評議員会の同意を得て、**理事長が任命**。外部監事を含まなければならない。

【監事の職務】

- 監事の監査の対象とするのは、「財務・会計」だけでなく、法人の「業務」全体。
- 特に、大学全体や各学部・研究科の業務執行状況を評価するためには、監事が教育研究についても、適切に監査することが求められている。

【非常勤監事】

監事に占める**非常勤監事の割合**は、**国立大学で71.9%、私立大学で91.6%**。

※監事を非常勤としている主な理由

- ・組織規模・予算規模の考慮
- ・常勤で就任可能な適任者がいない
- ・予算の制約

【監事の監査業務を支援する体制（例）】

- ・**内部監査室**が監事の業務を補助・支援
- ・監事の下に、**専任の組織や人員を配置**

○私立学校法第37条（「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」による改正後）

3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

○私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第103条 （「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」による改正後）

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監事の職務に関する規定（国公私）

○国立大学法人法第11条（「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」による改正後の規定）

- 6 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 9 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 10 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

第11条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

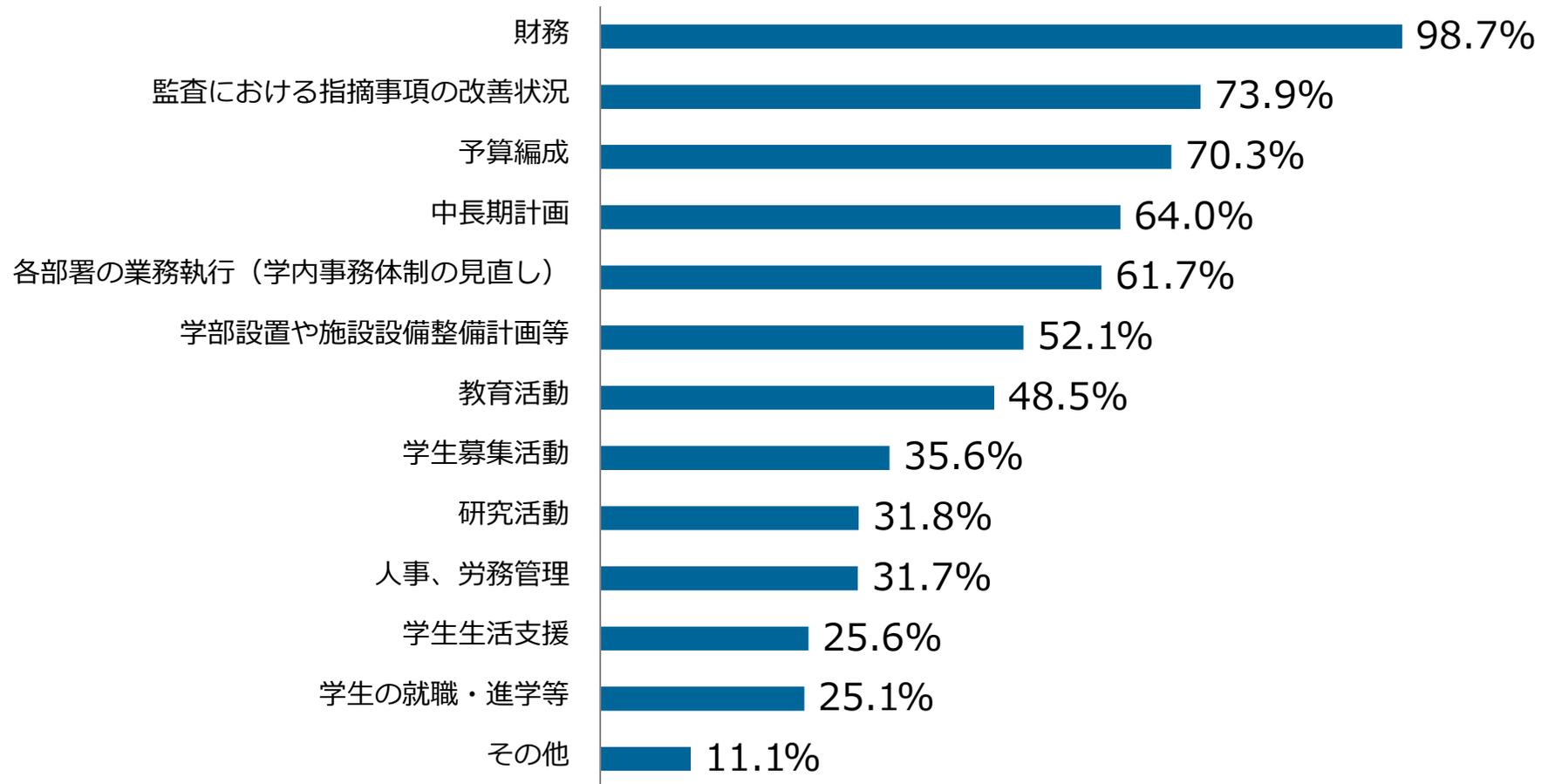
○地方独立行政法人法第13条

- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - 二 その他設立団体の規則で定める書類
- 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人（地方独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

第13条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、設立団体の長に報告しなければならない。

監査の内容（学校法人）

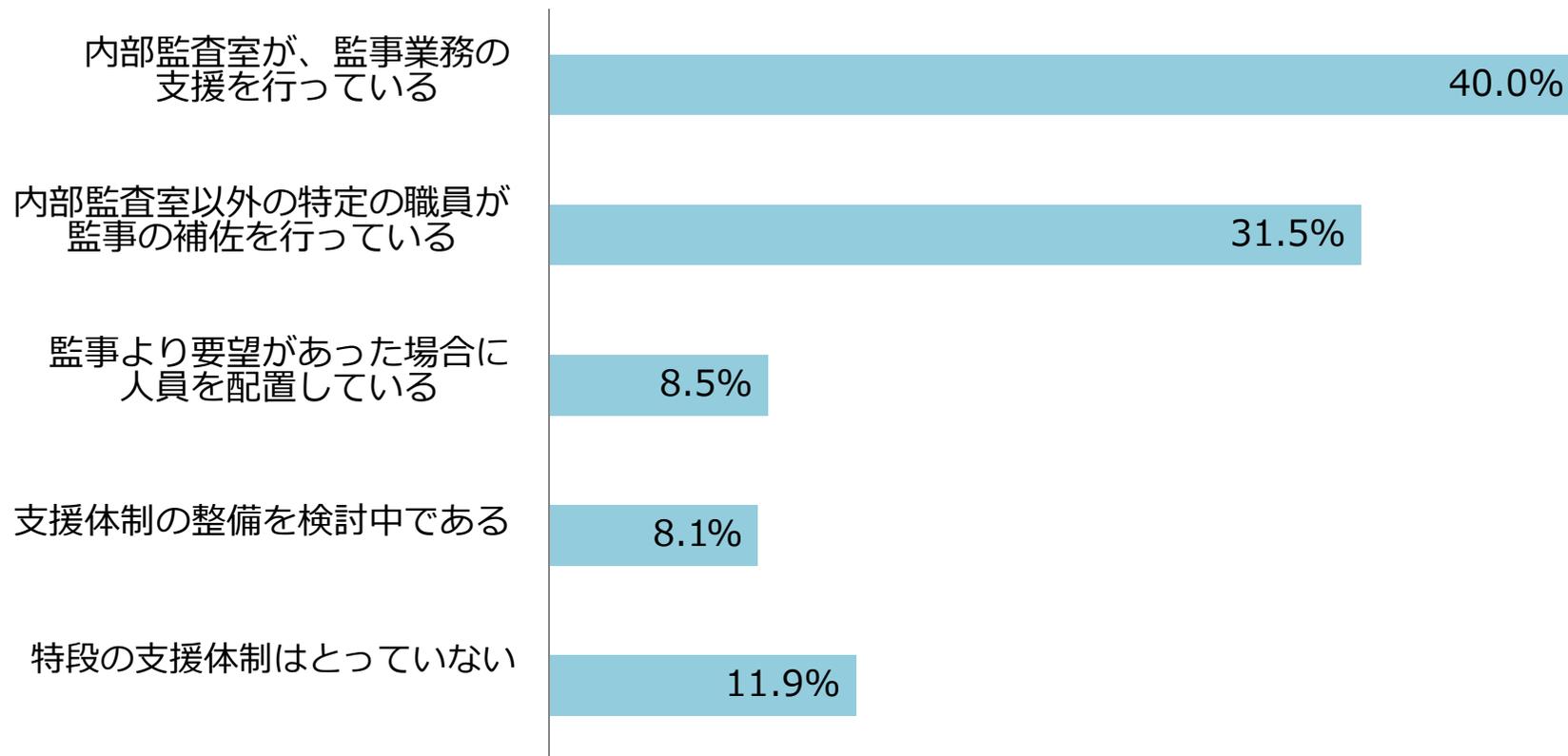
- 監査の内容として、「教育活動」が含まれる法人は約半数、「研究活動」が含まれる法人は約3割。



（出典）日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査」より作成。

監事のサポート体制（学校法人）

- 監事監査実施のための法人内のサポート体制として、特段の支援体制を取っていない学校法人は約 1 割。

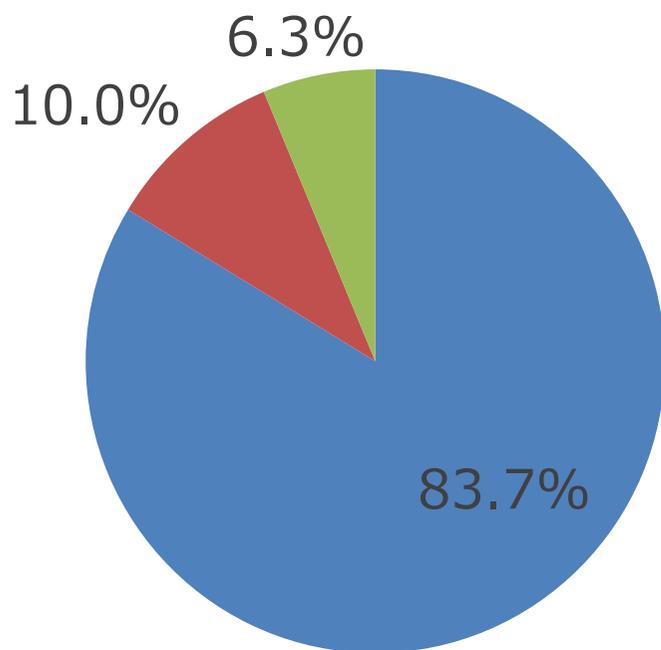


（出典）日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

独立監査人との連携（学校法人）

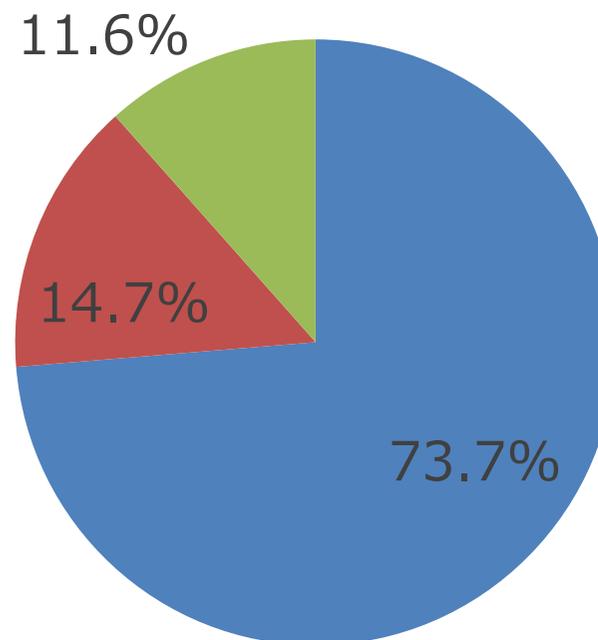
- 大学法人・短期大学法人ともに9割程度が独立監査人と何らかの連携を取っている。

大学法人



- 普段から適宜説明を受け、連携をとっている
- 疑義が生じたときのみ、連携をとっている
- 特段、連携はとっていない

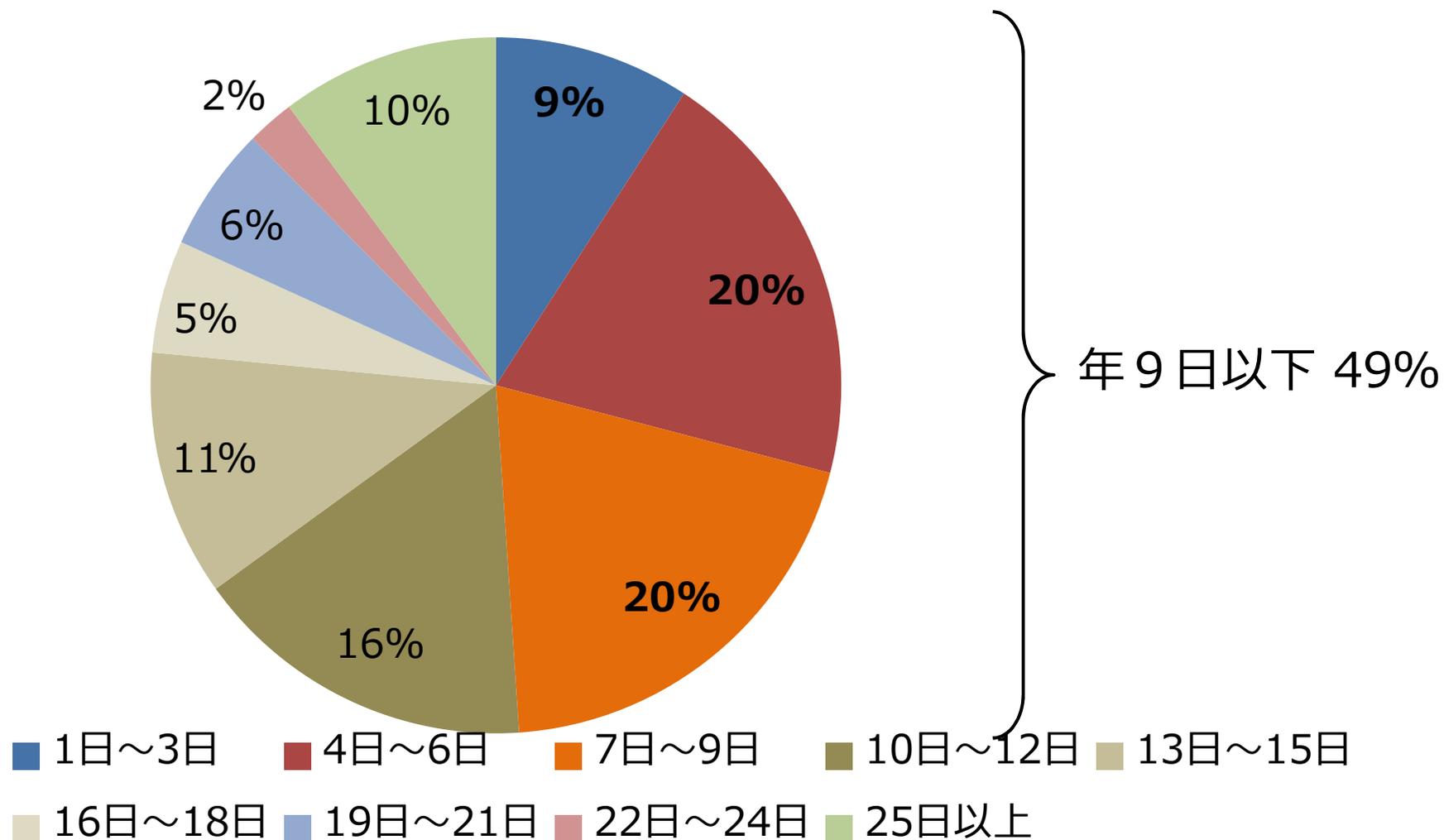
短期大学法人



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

非常勤監事の出勤日数（学校法人）

- 半数近くの法人で、非常勤監事の出勤日数が年9日以下である。



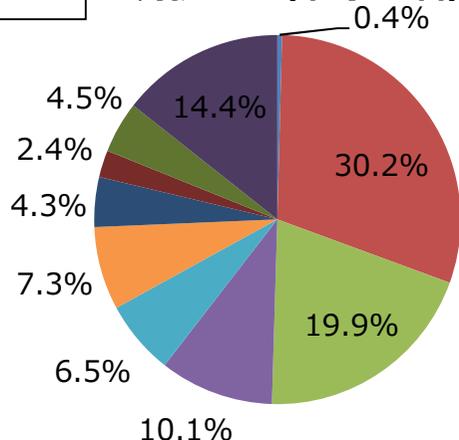
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

財務監査・業務監査の日数（学校法人）

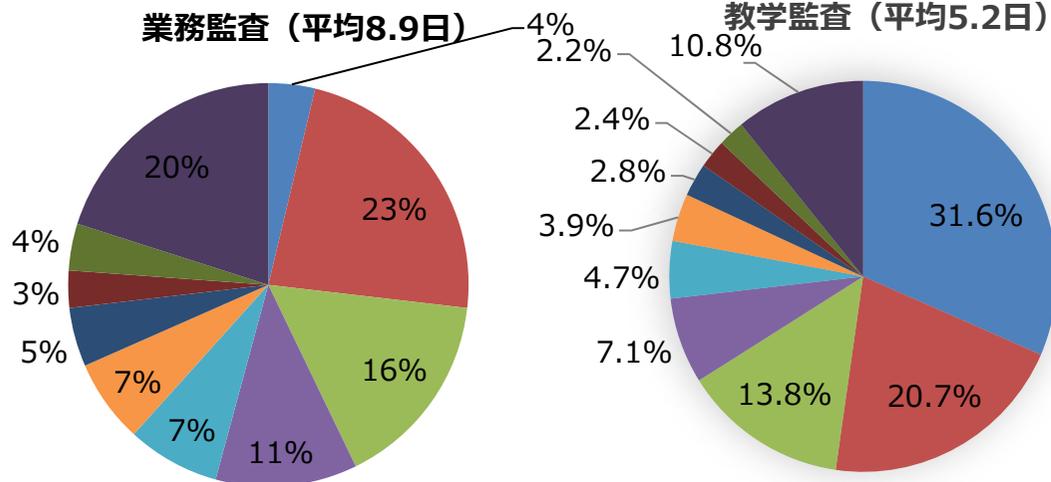
○ 財務監査・業務監査については、1日～2日程度の法人が多いが、それ以上の法人も相当数みられる。教学監査については、3割程度が1日も実施していない。

大学法人

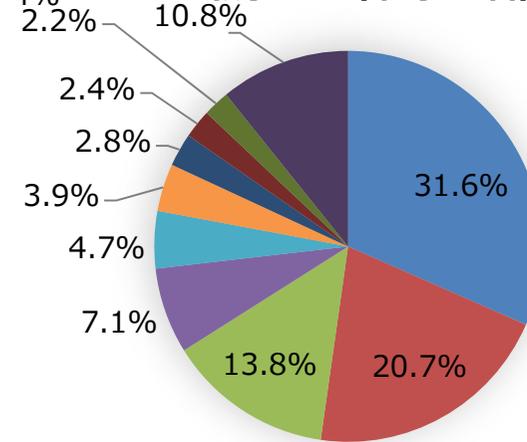
財務監査（平均7.5日）



業務監査（平均8.9日）

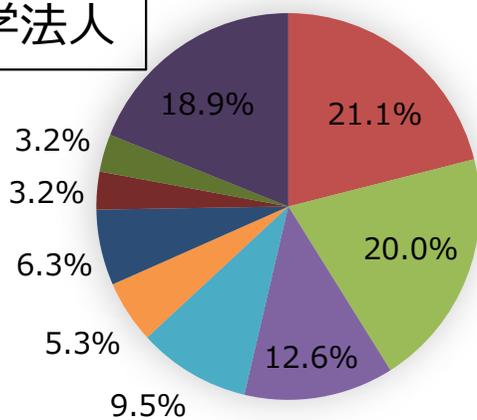


教学監査（平均5.2日）

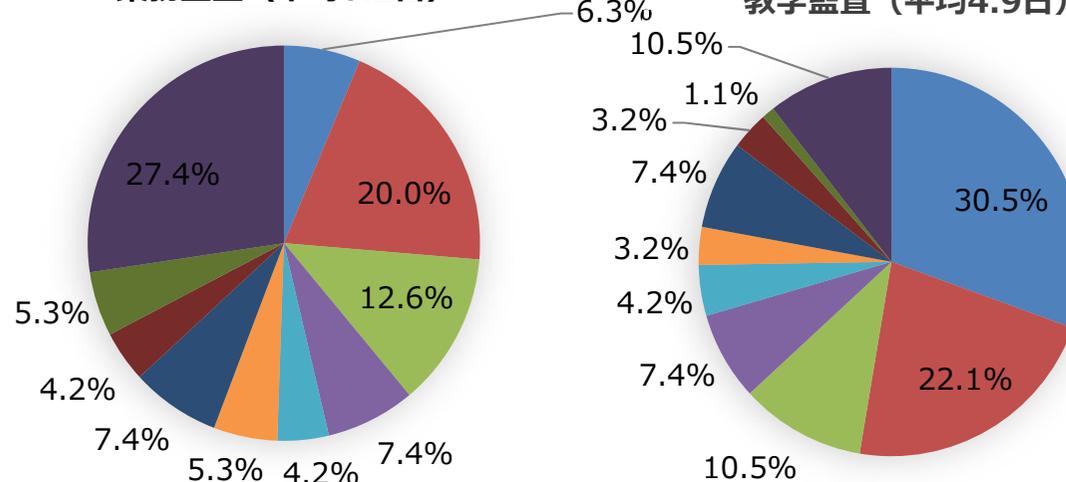


■ 0日 ■ 1日～2日 ■ 3日～4日 ■ 5日～6日 ■ 7日～8日 ■ 9日～10日 ■ 11日～12日 ■ 13日～14日 ■ 15日～16日 ■ 17日以上

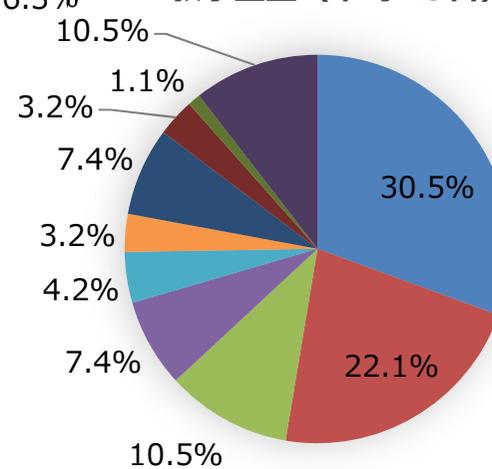
財務監査（平均5.6日）



業務監査（平均6.2日）



教学監査（平均4.9日）



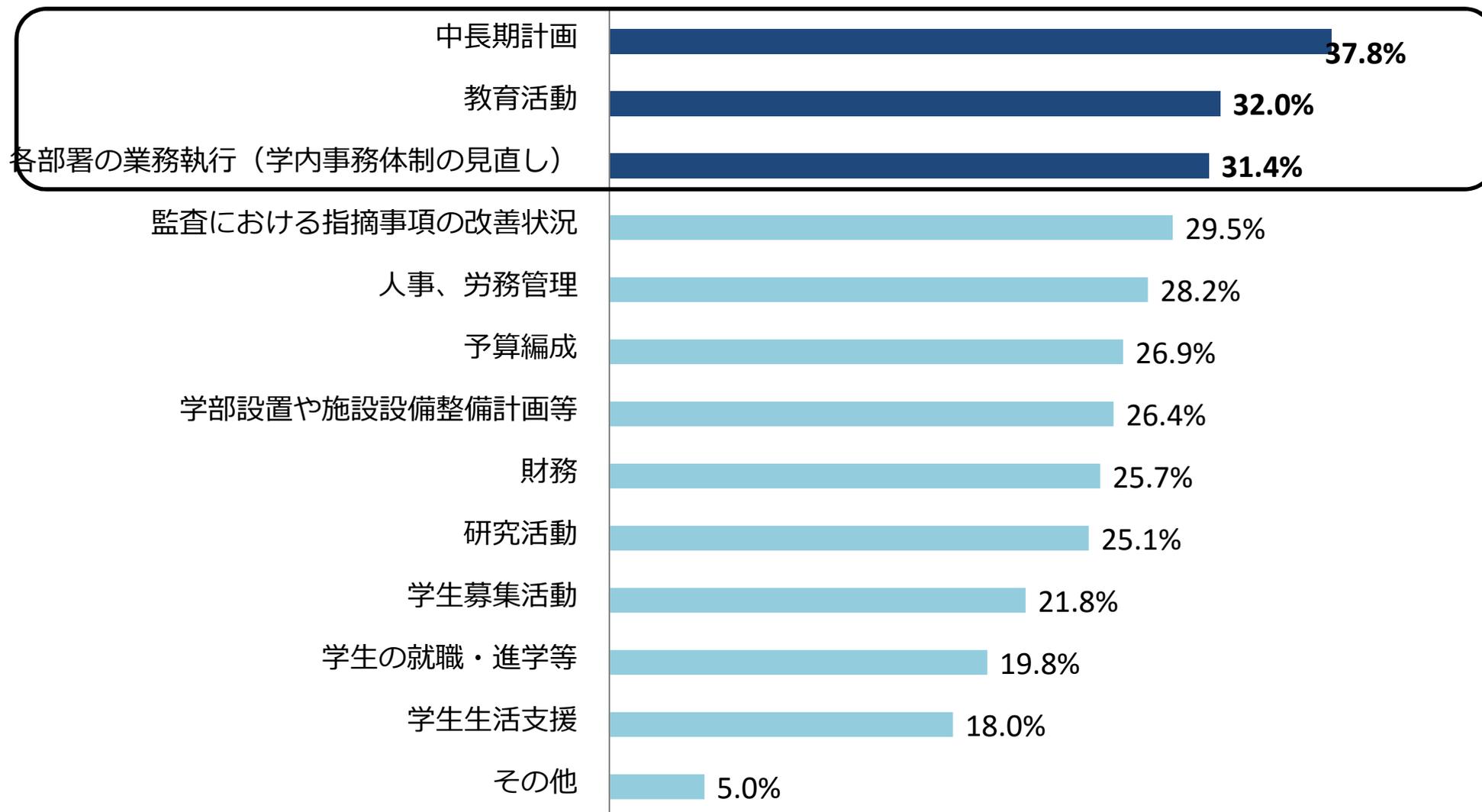
短期大学法人

■ 0日 ■ 1日 ■ 2日 ■ 3日 ■ 4日 ■ 5日 ■ 6日 ■ 7日 ■ 8日 ■ 9日

（出典）日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査より作成。

監事に今後期待する監査の内容

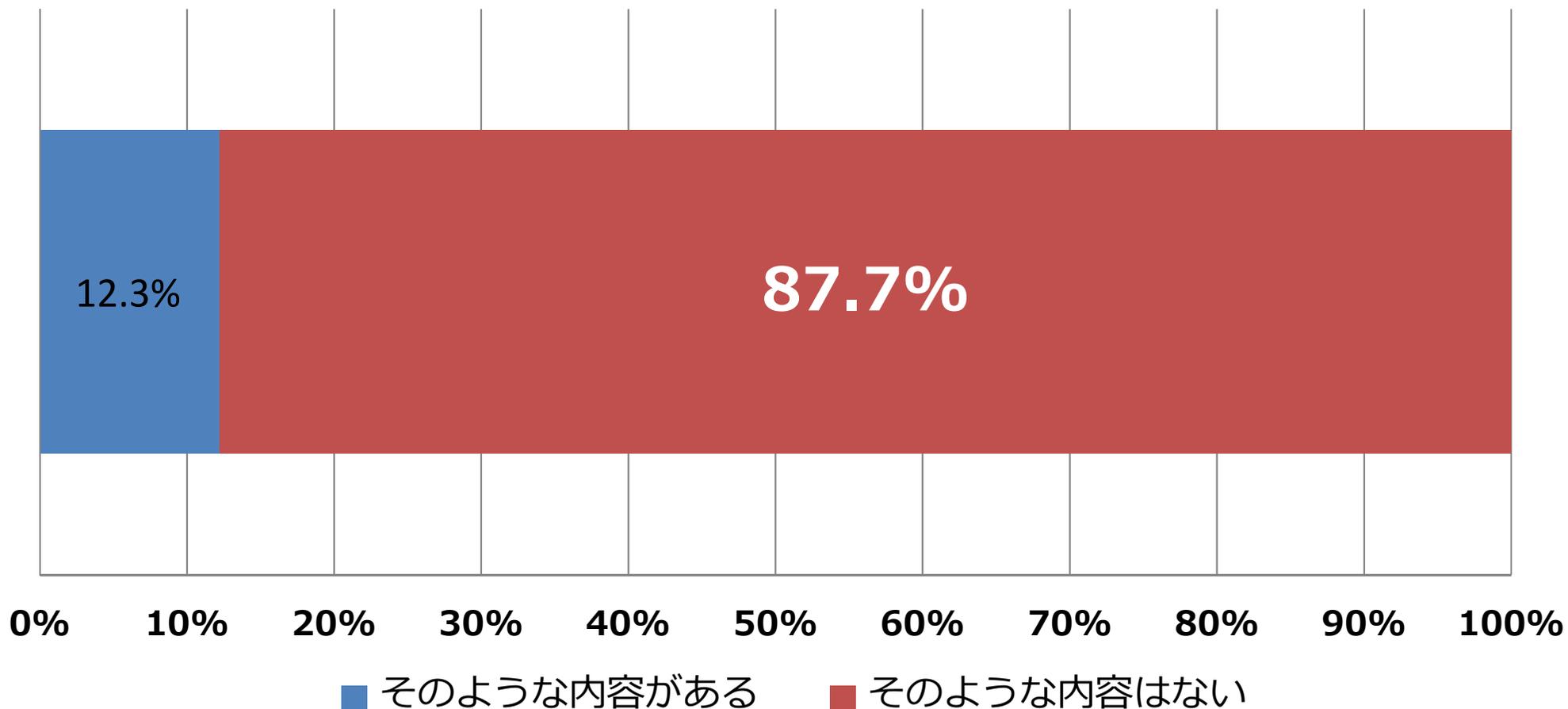
○ 「中長期計画」や「教育活動」、「各部署の業務執行(学内事務体制の見直し)」に対する期待が高い。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成30年4月調査』より作成。

業務監査における是正意見

- 9割弱の法人において、監事の業務監査の際に、法人や大学運営に関する重要事項に対する是正意見が出されていない。



(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

各法人制度間の比較

各法人制度の比較①（組織）

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正により新たに法定	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
根拠法	私立学校法	社会福祉法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	医療法	会社法
理事(取締役)定数	5人以上	6人以上	3人以上	3人以上(原則) ※社会医療法人の場合は6人以上	3人以上
職務・権限・義務(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めるところにより、 <ul style="list-style-type: none"> 一人を代表 理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 忠実義務 利益相反行為の制限 善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行(理事長及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選任された者) 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告(理事長・業務執行理事) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行(代表理事及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選定された者) 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告(代表理事・業務執行理事) 	<ul style="list-style-type: none"> 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の業務を執行(代表取締役及び取締役会の決議によって会社の業務を執行する取締役として選定された者) 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の取締役会への報告(代表取締役・業務執行取締役)
責任(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び第三者に対する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び第三者に対する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び第三者に対する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び第三者に対する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> 会社及び第三者に対する損害賠償責任
選任	<ul style="list-style-type: none"> 設置する私立学校の校長等 評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 その他寄附行為の定めるところにより選任された者 ※一名以上は外部理事 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 当該法人が施設を設置している場合は当該施設の管理者 上記の者が理事に含まれることが必要、評議員会の決議によって選任 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の決議によって選任 	<ul style="list-style-type: none"> 開設する全ての病院等の管理者(原則) その他寄附行為の定めるところにより選任された者 →評議員会の決議によって選任 	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の決議によって選任
解任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の決議によって解任 ※解任に理由は必要とされないが、正当な理由のない解任の場合、取締役は会社に損害賠償を請求できる
任期	規定なし	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	2年以内(再任可)	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
理事長(代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> 法人を代表し、その業務を総理 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 法人を代表し、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の業務を執行 会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する
理事会(取締役会)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を決定 理事の職務の執行を監督 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長の選定及び解職 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 代表理事の選定及び解職 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長の選出及び解職 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の業務執行の決定 取締役の職務の執行の監督 代表取締役の選定及び解職

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正により新たに法定	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点	
監事(監査役) 職務・権限・義務(主なもの)	定数	2人以上	2人以上	1人以上 ※社会医療法人の場合は2人以上	3人以上	
	職務・権限・義務(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を監査 法人の財産の状況の監査 理事の業務の執行の監査 監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出 理事会に出席して意見を述べる 法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告 理事会及び評議員会の招集請求権 招集がなされない場合の理事会又は評議員会の招集権 理事の行為の差止め請求権(理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき) 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の職務の執行を監査 監査報告書の作成 善管注意義務 理事会への出席義務 理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき) 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の職務の執行を監査 監査報告の作成 善管注意義務 理事会への出席義務 理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を監査 法人の財産の状況の監査 監査報告書を作成し、評議員会及び理事会に提出 善管注意義務 理事会への出席義務 法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、都道府県知事、評議員会又は理事会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の職務の執行を監査 監査報告書の作成(監査役会+個々の監査役) 善管注意義務 取締役会への出席義務 取締役会への報告義務(取締役が不正の行為をし、若しくはするおそれがあるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)
	責任(主なもの)	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	会社及び第三者に対する損害賠償責任
	選任	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の同意を得て理事長が選任 ※一名以上は外部監事 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業について識見を有する者 財務管理について識見を有する者 →上記の者が含まれることが必要、評議員会の決議によって選任 	評議員会の決議によって選任	評議員会の決議によって選任	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の決議によって選任 ※半数以上は社外監査役 ※常勤監査役の選定義務 ※選任議案の提出には監査役会の同意が必要 ※監査役会に選任議題・議案の提案権、株主総会での意見陳述権あり
	解任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の特別決議によって解任 ※解任に理由は必要とされないが、正当な理由のない解任の場合、監査役は会社に損害賠償を請求できる ※監査役に株主総会での意見陳述権あり
	任期	規定なし	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	2年以内(再任可)	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事又は使用人との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	当該会社の取締役・使用人・会計参与又はその子会社の取締役・執行役・使用人・会計参与との兼職禁止	
役員への親族等の選任の制限	各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならない。 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各理事について、 当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(当該理事と特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数 他の同一の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様。 	(※社会医療法人の場合) 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれてはならない。	特になし ※社外取締役・社外監査役の要件として、当該株式会社の取締役等の配偶者又は二親等内の親族でないことが必要。	

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正により新たに法定	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
評議員	定数	理事の二倍を超える数	理事の定数を超える数	3人以上	理事の定数を超える数	
	職務・権限・義務 (主なもの)	規定なし	・善管注意義務	・善管注意義務	・善管注意義務	
	責任 (主なもの)	規定なし	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	
	選任	・当該学校法人の職員／25歳以上の卒業生のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めにより選任された者	・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任	規定なし	・医療従事者／病院等の経営に関して識見を有する者／医療を受ける者のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めるところにより選任された者	
	解任	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	
	任期	規定なし	原則として選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	規定なし	
	兼職禁止	・監事との兼職禁止 ※理事と評議員は兼任可	・理事、監事、当該法人職員との兼職禁止	・当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人との兼職禁止	・理事、監事、当該法人の職員との兼職禁止	
親族等の選任の制限	規定なし	評議員のうちには、各役員又は各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員又は各評議員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。	規定なし	(※社会医療法人の場合) 各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の位置を超えて含まれてはならない。		
評議員会	位置づけ	・必置 ・諮問機関	・必置 ・議決機関	・必置 ・議決機関	・必置 ・議決機関、諮問機関	
	審議/決議事項 (主なもの)	【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】 ※寄附行為で定めることにより決議事項とすることも可 ・予算、事業計画 ・中期的な計画 ・借入金、重要な資産の処分 ・役員に対する報酬等の支給の基準 ・寄附行為の変更 ・合併 【理事長が評議員会への報告及び意見聴取を行うもの】 ・決算及び事業実績	・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)	・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)	・理事、監事の選任、解任 ・理事・監事の報酬の決定 【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】 ※寄付行為で定めることにより決議事項とすることも可 ・寄付行為の変更 ・予算の決定又は変更 ・借入金の借入れ ・重要な資産の処分 ・事業計画の決定又は変更 ・合併及び分割	
会計監査人	規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、文科相所轄法人については1000万円以上の助成を受けている場合は公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁に届出	・政令で定める基準(未定)を超える法人は必置 ・評議員会の決議によって選任・解任	・原則必置(政令で定める基準(損益計算書の収益の部若しくは費用及び損失の部二計上した額の合計額が千億円以上又は貸借対照表の負債の部二計上した額の合計額が五十億円以上)に達しない場合を除く。) ・評議員会の決議によって選任・解任 ・監事によって解任	・省令で定める基準(負債額50億円以上又は収益額70億円以上。社会医療法人の場合は、負債額20億円以上、収益額10億円以上又は社会医療法人(債発行法人)に該当する法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。)	・大会社(資本金5億円以上又は負債合計額が200億円以上)は必置 ・株主総会の決議によって選任・解任(選任・解任等議案の内容は監査役会が決定) ・監査役全員の同意により監査役会が解任	

(出典)厚生労働省作成資料を基に文部科学省作成

各法人制度の比較②（所轄庁等の関与）

学校法人	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社公開会社である監査役会設置会社 ※赤字は学校法人との主な相違点
<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査(私立学校法の施行に必要な限度)</p> <p>○措置命令 <要件> ①法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○役員の解任勧告 <要件> 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 <要件> 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合(他の方法により監督の目的を達成することができない場合に限る。)</p> <p>※以下、私立学校振興助成法の規定 ・業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、質問、検査 ・収容定員是正命令 ・予算変更の勧告 ・役員の解任勧告</p>	<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 <要件> ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○法人が勧告に従わなかったときは、その旨の公表</p> <p>○措置命令 <要件> 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員の解任勧告 <要件> 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 <要件> ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないとき ②正当な事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないとき</p> <p>※以下、助成を受ける法人に対するもの ・事業又は会計の状況に関する報告徴収 ・予算変更の勧告 ・役員の解任勧告</p>	<p>○その運営組織及び事業活動の状況に関する報告徴収、立入検査(法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度)</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 <要件> ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合</p> <p>○措置命令 <要件> 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○公益認定の取消し <要件> (必要的取消し) ①欠格事由のいずれかに該当するとき ②偽りその他不正の手段により公益認定等を受けたとき ③正当な理由がなく措置命令に従わないとき等 (任意的取消し) ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき等</p>	<p>○業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、立入検査 <要件> ①法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分又は寄附行為に違反している疑いがあるとき ②その運営が著しく適性を欠く疑いがあるとき</p> <p>○措置命令 <要件> ①法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分又は寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員の解任勧告 <要件> 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 <要件> 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合(他の方法により監督の目的を達成することができない場合に限る。)</p>	<p>○解散命令 <要件> ①会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき ②会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始しないとき等 ③業務執行取締役等が、法令・定款で定める会社の権限を逸脱・濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき →公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、裁判所が会社の解散を命令</p>

各法人制度の比較③ (情報公開等)

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正により新たに法定	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
閲覧対象者		一般市民 ※都道府県所轄法人は利害関係人(寄附行為及び役員等名簿を除く)	一般市民	一般市民	評議員、債権者 ※社会医療法人は一般市民	株主・債権者
備置き及び閲覧(※1)義務・公表(※2)義務 ※1閲覧…請求があった場合に見せること ※2公表(公告)…広く一般に見られるようにすること	寄附行為・定款	○・○	○・○	○・×	○・×	○・×
	財産目録	○・○	○・×	○・×	○・×	×・×
	貸借対照表	○・○	○・○	○・○	○・○(一定規模以上の法人及び全ての社会医療法人)	○・○
	収支計算書(損益計算書)	○・○	○・○	○・○(負債額200億円以上の大規模法人のみ)	○・○(一定規模以上の法人及び全ての社会医療法人)	○・×(大会社は○)
	事業報告書	○・○	○・×	○・×	○・×	○・×
	監査報告書(監事の意見)	○・○	○・×	○・×	○・×	○・×
	役員等名簿	○・○	○・○	○・×	×・×	×・×
役員報酬規程(基準)	○・○	○・○	○・○	×・×	×・×	
役員報酬の定め		・評議員会の意見を聴いた上で理事会において定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の經理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	・定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の經理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	・定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の經理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	・寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。	・定款にその額等を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
所轄庁への届出		規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、助成を受けている法人は、以下の書類を所轄庁に届出 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・収支予算書 ・監査報告書(文科相所轄法人については1000万円以上の助成を受ける場合)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・監査報告書 ・会計監査報告書(該当法人のみ) ・役員等名簿 ・役員報酬基準 等	・事業報告 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書、会計監査報告書(会計監査人を置く場合のみ) ・キャッシュフロー計算書(該当法人のみ) ・収支予算書 ・役員等名簿、社員名簿 ・役員報酬基準 等	※都道府県知事は閲覧に供しなければならない ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書 ・関係事業者との取引の状況に関する報告書(該当法人のみ) ・公認会計士等の監査報告書(該当法人のみ) ・社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(社会医療法人のみ)	規定なし

※ 上場会社等については、金融商品取引法上、原則として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表等を記載した有価証券報告書等が公衆閲覧の対象(出典)厚生労働省作成資料を基に文部科学省作成 60

法人制度 税制比較表（概要）

	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	公益社団・財団法人	認定NPO法人・特例認定NPO法人	医療法人（※社会医療法人除く）	株式会社
法人税 ※（ ）は所得800万円までの税率	非課税 ※収益事業課税19%(15%)	非課税 ※収益事業課税19%(15%)	非課税 ※収益事業課税19%(15%)	非課税 ※収益事業課税23.2%(15%)	非課税 ※収益事業課税23.2%(15%)	課税 23.2%	課税 23.2%
固定資産税	非課税 (保育又は教育の用に供する固定資産等)	非課税 (社会福祉事業の用に供する固定資産)	非課税 (本来の用に供する境内建物及び境内地等)	社会福祉事業用・学術研究用固定資産、図書館、博物館等は非課税、その他は課税	課税	社会福祉事業等用固定資産は非課税、その他は課税	課税
寄附税制(寄附者に対する優遇措置)	有	有	有	有	有	無	無

※税制上の優遇措置について、概略的な比較表を文部科学省において作成したもの
 ※記載以外の税制上の法人間における相違点もあるが、省略していることに留意

- ・ 各金融証券取引所が、関連する上場規則等の改正を行い制定(全上場会社に適用される)
- ・ 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「攻めのガバナンス」を確保
- ・ 株主はもとより、幅広い「ステークホルダーとの適切な協働」を通じた企業価値の向上を明記
- ・ 中長期保有の株主は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の「建設的な対話」を充実
⇒ 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、ひいては経済全体の発展にも寄与

・ **プリンシプルベース・アプローチ**: 自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断。

・ **コンプライ・オア・エクスプレイン**: コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法を採用。

【1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の権利・平等性を確保すべき。

【2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的な成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、適切な協働に努めるべき。

【3. 情報開示】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべき。その際、利用者にとって有用性の高い情報を適確に提供すべき。

◎ 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき。

- 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

【4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的な成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣の適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、実効性の高い監督を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ 会社の健全なリスクテイクを側面から支援。

- 持続的な成長に資するような独立社外取締役の活用
⇒ 建設的な議論に貢献できる人物を2名以上設置すべき
- 監査役に財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任するなど、取締役会・監査役会の実効性確保
- 取締役会における審議の活性化

【5. 株主との対話】

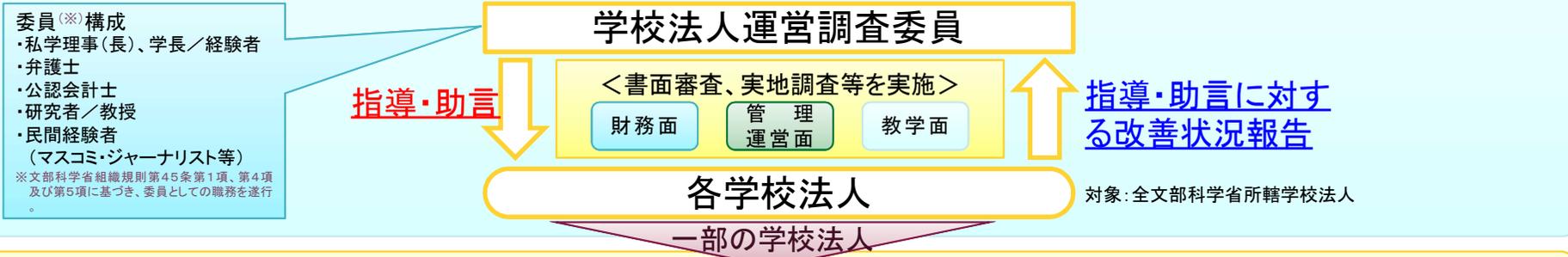
上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と建設的な対話を行うべき。

**経営指導及び
私立大学等経常費補助金の減額・不交付について**

学校法人に対する経営指導体制

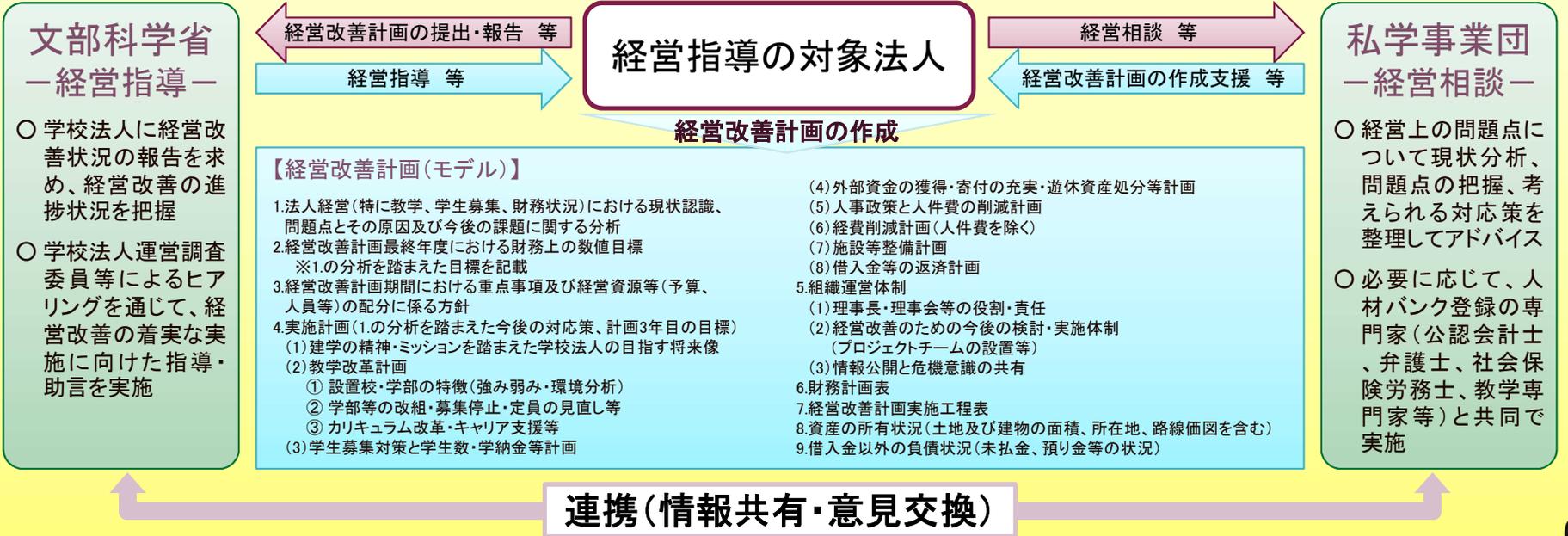
◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)



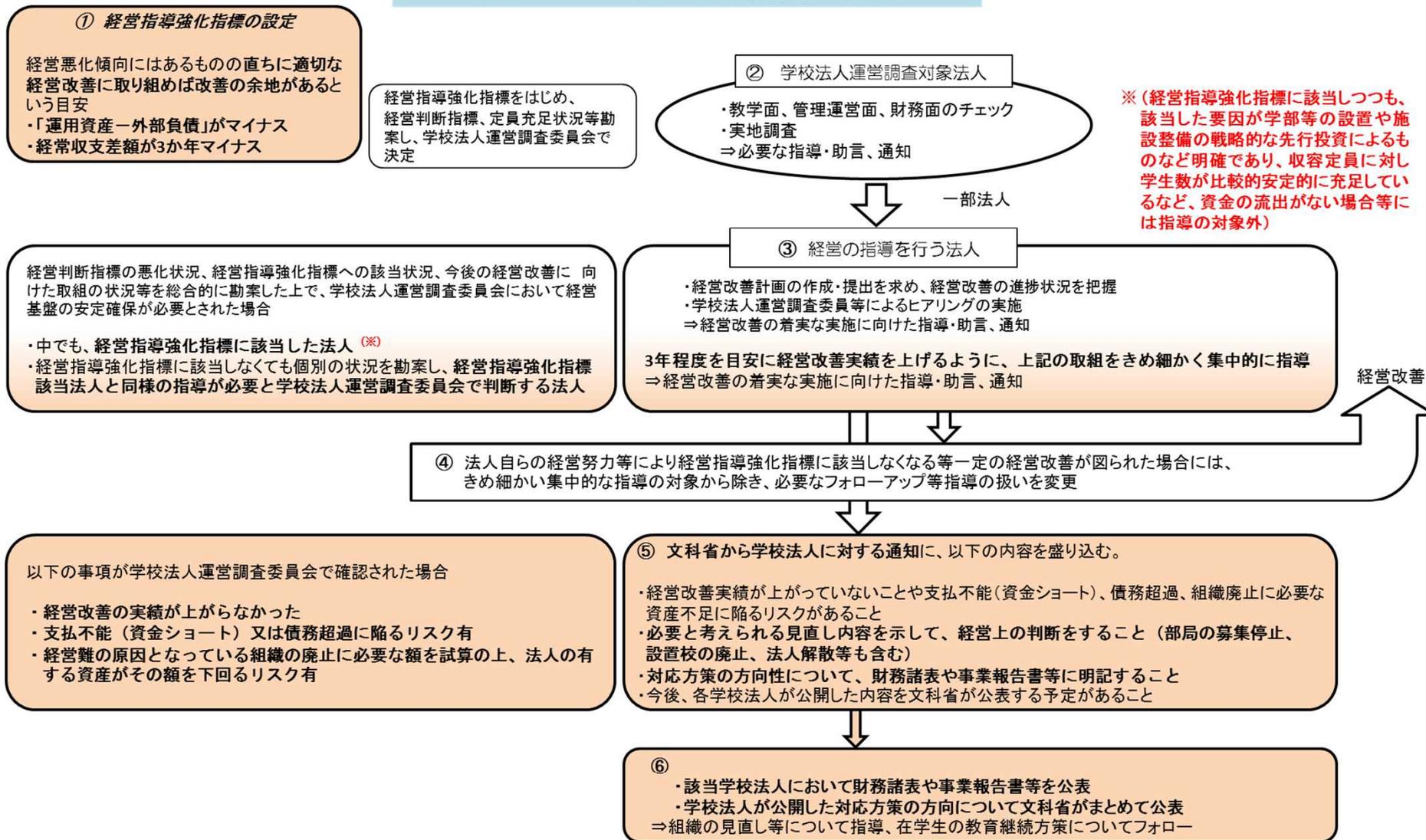
◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。



学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施



措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合
 報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合
 大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合
 役員了解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合
 解散命令

私学法62条

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（1）

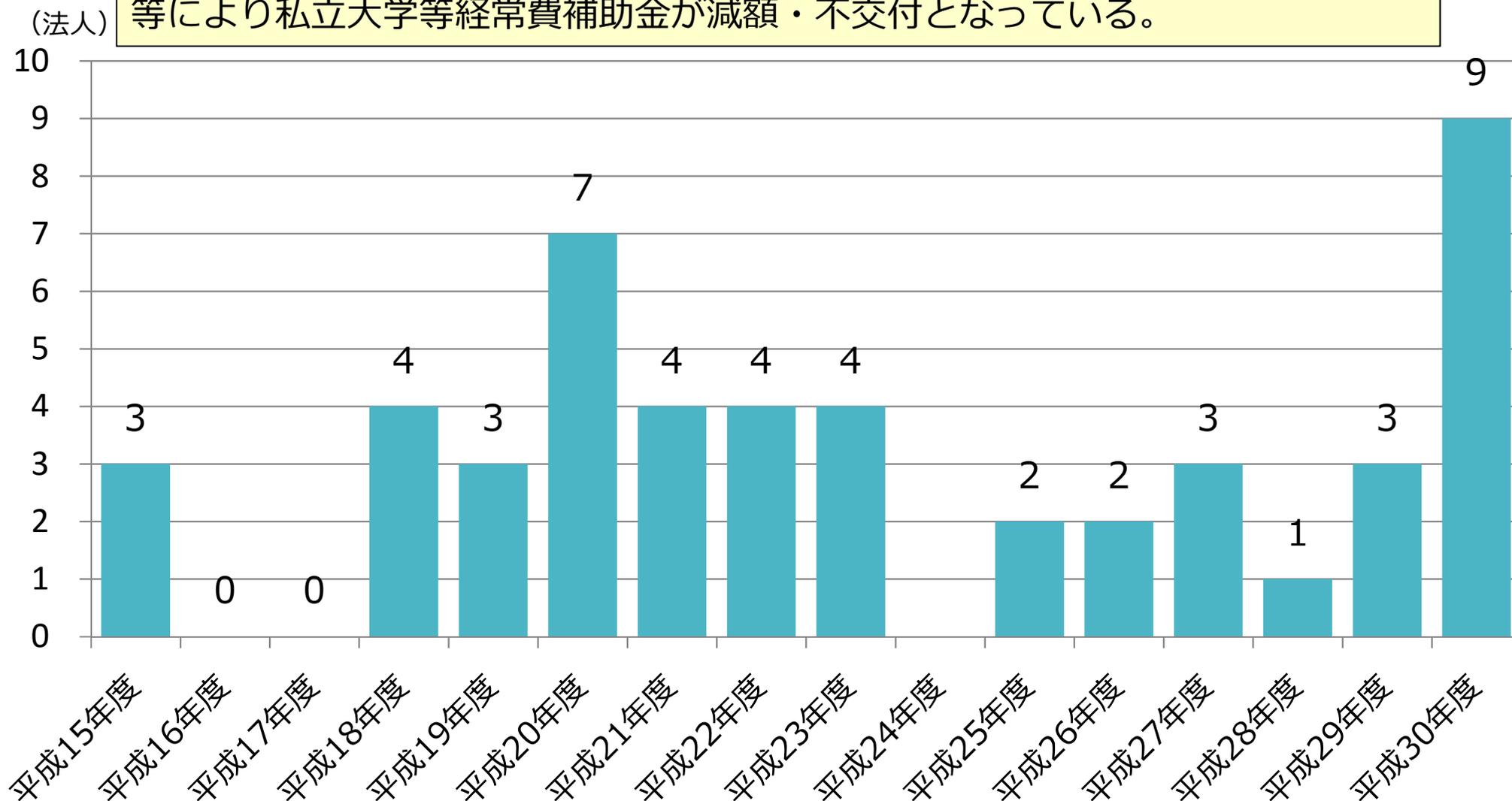
大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
管理運営組織	監事	監事による監査の充実
		監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員報酬に関する規程の整備
		役員退職金支給規程の整備
	理事会 /評議員会	監事の理事会・評議員会への出席率の改善
		評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		決算及び事業の実績を、理事会において決定、評議員会に報告
		理事会が学校法人の最終的な意思決定機関であることを踏まえ、常任理事会等の位置づけや役割を明確化
	理事 /評議員	評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適正化
	備え付け /届出	学校法人設立時の財産目録の備え付け
		資産総額の変更登記を毎年度所定の期間に行い、文部科学大臣に対する速やかな届出
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規定の見直し・改正
		教員の採用・昇格基準の整備
		諸規程の整備
		・個人情報保護に関する規程 ・情報公開に関する規程 ・公益通報に関する規程
		・教職員退職金支給規程 ・学長候補者選考規程 ・学部（学科）長候補者選考規程

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規定の見直しを含めた適切な改善
	収益事業	収益事業の在り方を検討し、必要に応じた寄附行為の変更
	財務諸表	貸借対照表注記の記載事項改善
		補助活動、国際交流基金事業の計上方法の適正化
経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保	
教学	学生確保 /定員管理	設置学部等の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	A P ・ D P	入学者選抜規程の整備
卒業認定基準の明示		

管理運営不適正等により私立大学等経常費補助金が減額・不交付となった 文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降）

平成15年度から平成30年度にかけて、おおむね年間数法人が、管理運営不適正等により私立大学等経常費補助金が減額・不交付となっている。



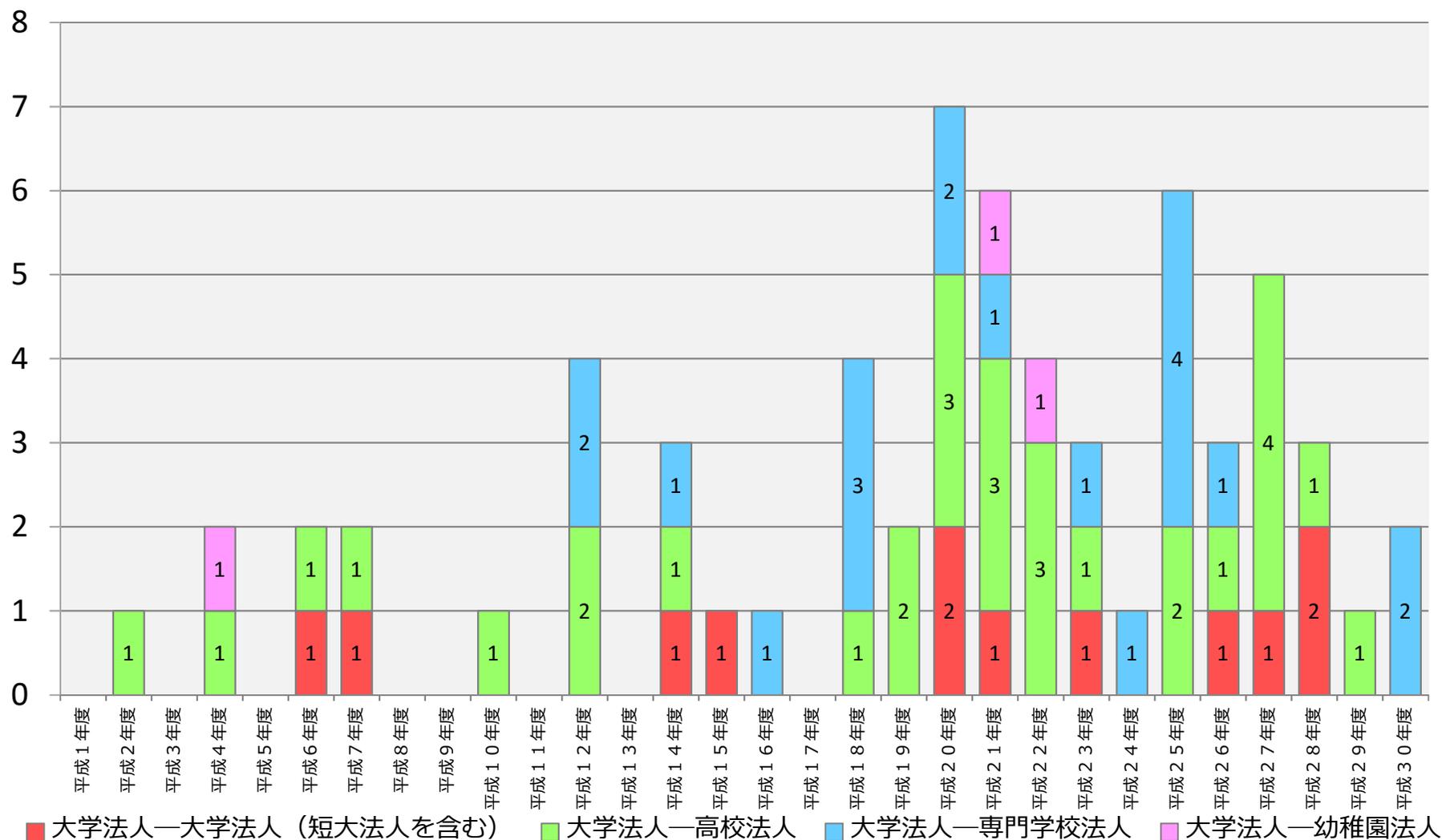
※当該年度に新規に減額・不交付となった法人数。

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団調べ

法人の合併等について

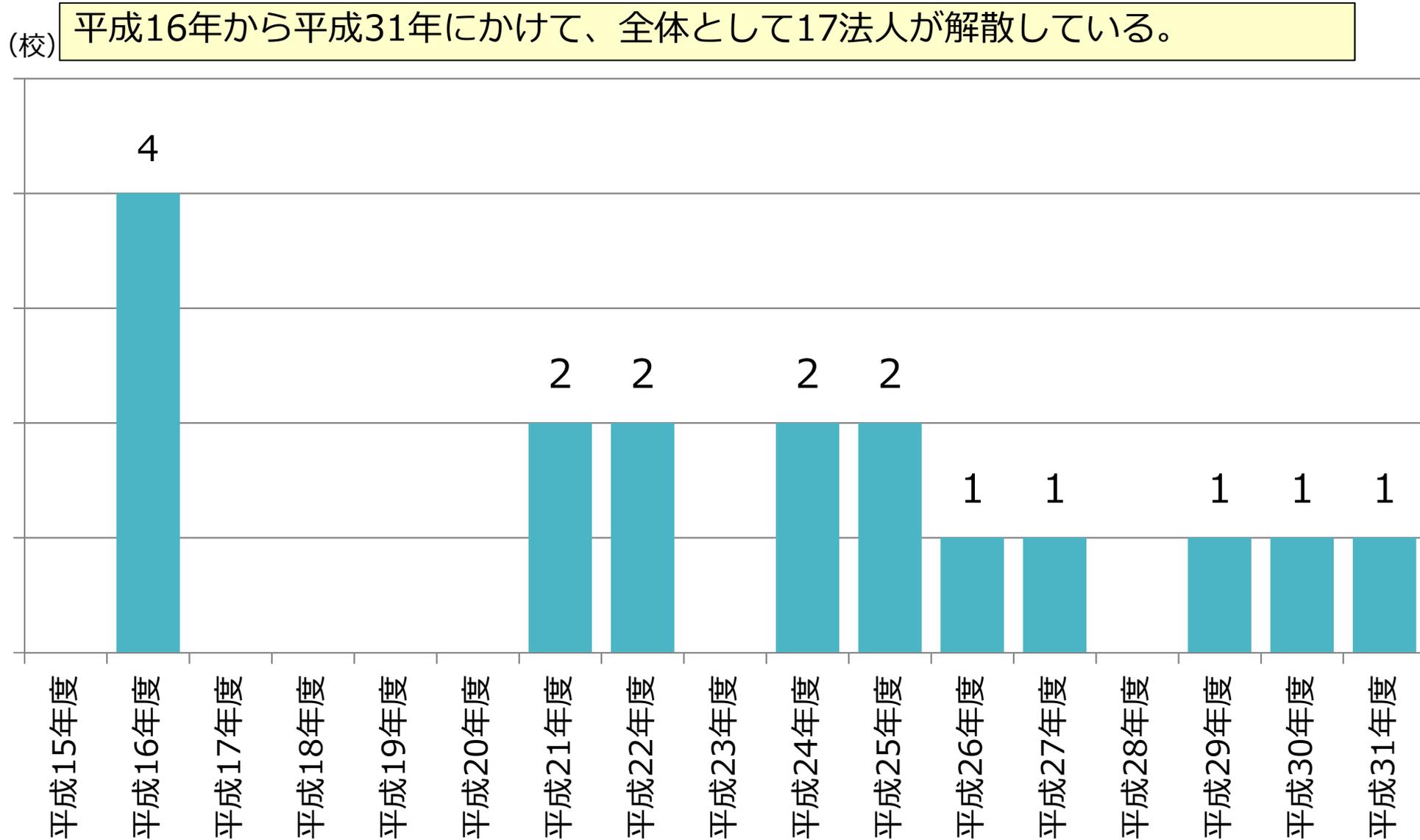
学校法人の合併（平成元年度以降）

学校法人の合併数は、近年、やや増加傾向が見られ、特に、大学法人と高校法人・専門学校法人間の合併が大きな割合を占めている。（平成元年度～30年度の合併数 64件）



（出典）文部科学省調べ ※新法人体制の開始日を基に作成

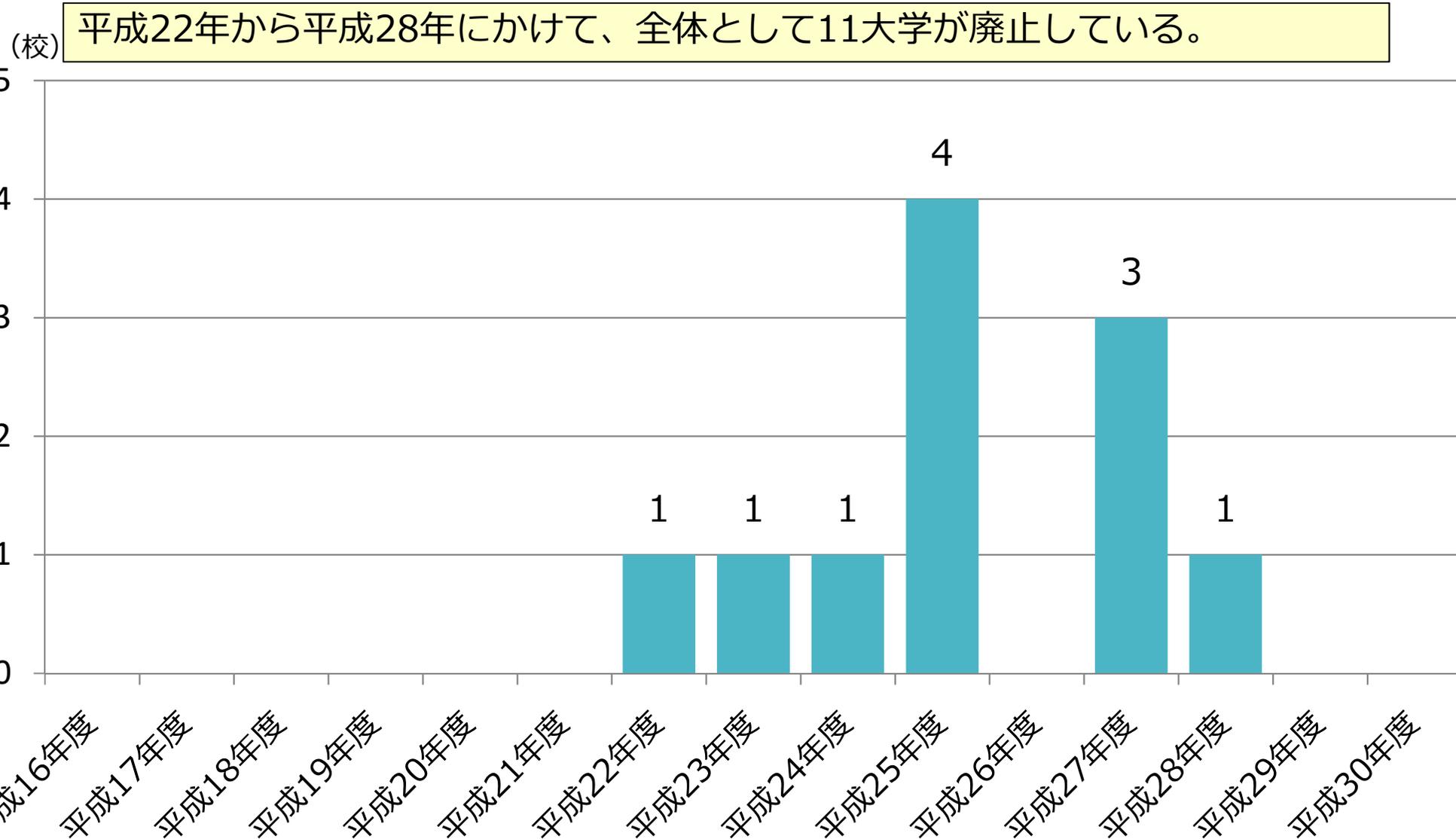
解散した文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降）



※他法人との合併に伴う解散は除く。

(出典) 文部科学省調べ

廃止された私立大学の数の推移（平成15年度以降）

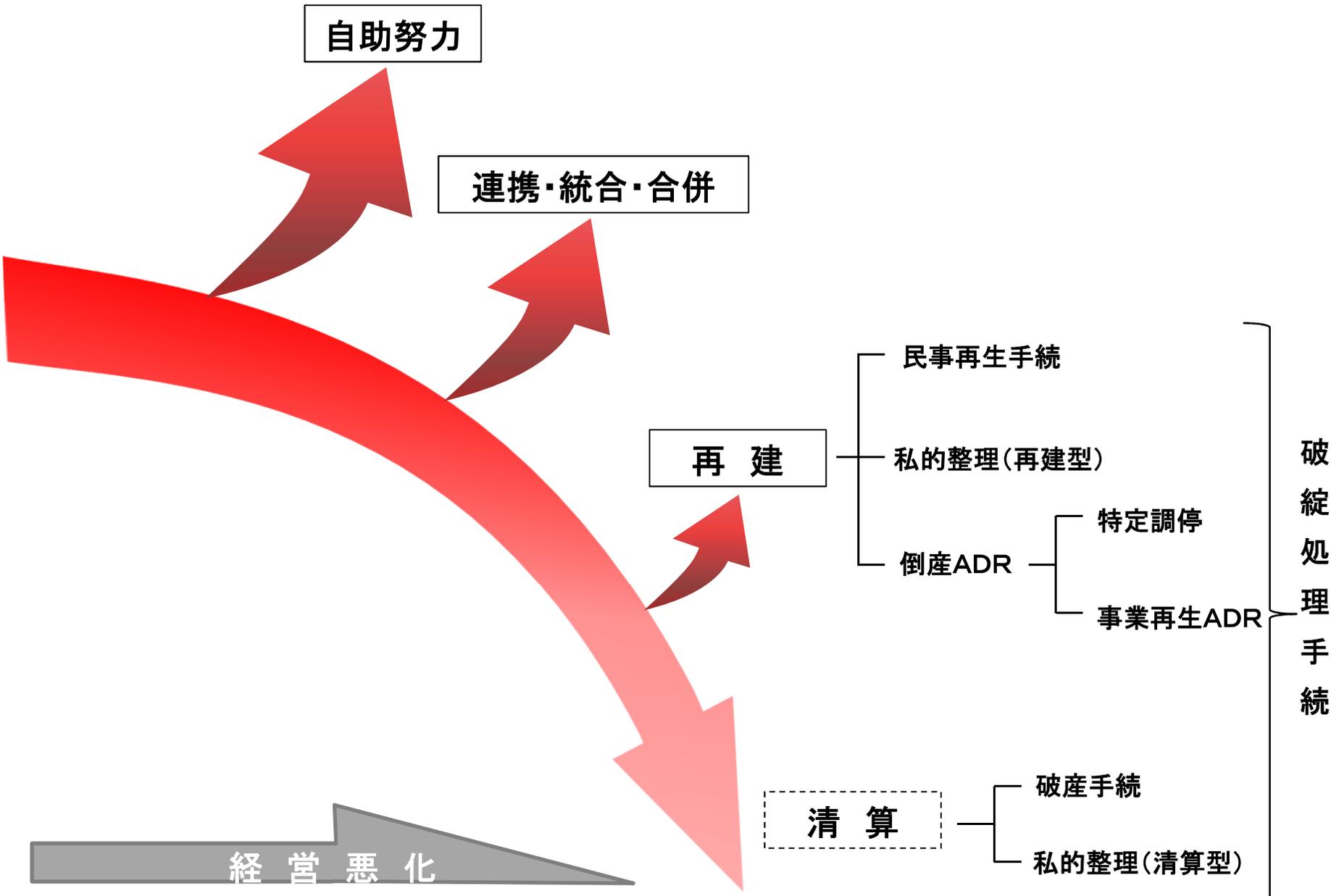


※他大学への統合に伴う廃止及び短大は除く。

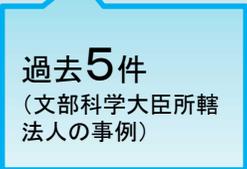
(出典) 文部科学省調べ

学校法人の破綻処理について

経営困難な学校法人のとり得る選択肢



再建型手続の種類と特徴

手続名	特徴	メリット	デメリット
民事再生手続 	裁判所が関与し、原則として監督委員の監督の下、民事再生法に基づいて再生計画案を立案し、当該計画を遂行して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が公平・透明 ・反対する債権者も含めて法的に拘束可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表される ・一定の時間が必要 ・予納金等の負担 ・法定の手続による厳格な処理
私的整理 (再建型)	裁判所外で行われ、第三者の介入を前提とせずに、債務者・債権者間の話し合いによる任意の合意に基づいて再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・簡易・迅速・柔軟な処理 ・比較的廉価 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続のような法的拘束力がない ・一部債権者の主導により公平性・透明性に疑義が生じるおそれ
特定調停	裁判所が債務者・債権者間の調整を実施して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・裁判所の関与により合意形成の機運が高まりやすい ・迅速・柔軟な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続のような法的拘束力がない
事業再生ADR	法務大臣の認証及び経済産業大臣の認定を受けた特定認証紛争解決事業者が選任する中立的な専門家が債務者・債権者間の調整を実施して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・中立的な第三者が主導するので公平性が高い ・迅速・柔軟な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続のような法的拘束力がない

民事再生手続の概要

①申立て

- ・債務者はもちろん、原則として債権者も申立て可能
- ・申立手数料のほか、費用の予納(予納金)が必要

②開始決定

- ・支払不能又は債務超過のおそれがあり、申立棄却事由がない場合、裁判所が開始決定
- ・以後、監督委員等の監督の下、債務者自身が業務遂行・財産の管理処分を行うのが原則(例外的に管財人が選任される場合あり)

③再生債権の届出・調査・確定

- ・再生債権を債権者に届け出させた上で調査し、確定させる

④再生債務者財産の調査・確保

- ・再生債務者の財産について適切な調査を行い、確保

⑤再生計画案の作成・提出

- ・再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出

⑥再生計画案の決議・認可

- ・債権者集会による決議又は書面等投票により債権者が再生計画案を決議
- ・その後、裁判所が再生計画を認可

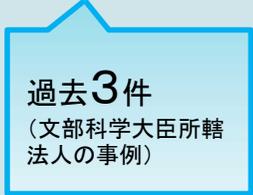
⑦再生計画の遂行

- ・監督委員による監督等を受けながら、再生計画を遂行
- ・履行できない場合には、再生計画の変更・取消し、破産手続への移行など

⑧終結決定

- ・再生計画認可決定から3年経過又は再生計画が遂行された等の場合に裁判所が終結決定

清算型手続の種類と特徴

手続名	特徴	メリット	デメリット
破産手続 	裁判所の監督の下、弁護士等である破産管財人が破産法に基づいて破産者の財産を換価し、債権者に配当して清算を行う手法	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が公平・透明 ・反対する債権者も含めて法的に拘束可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表される ・一定の時間が必要 ・予納金等の負担 ・法定の手続による厳格な処理
私的整理 (清算型)	裁判所外で行われ、第三者の介在を前提とせずに債務者・債権者間の合意に基づいて清算を行う手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・簡易・迅速・柔軟な処理 ・比較的廉価 	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続のような法的拘束力がない ・一部債権者の主導により公平性・透明性に疑義が生じるおそれ

破産手続の概要

①申立て

- ・債務者はもちろん、債権者、債務者の理事・清算人が申立て可能
- ・申立手数料のほか、費用の予納(予納金)が必要

②開始決定

- ・支払不能又は債務超過があり、申立棄却事由がない場合、裁判所が開始決定
- ・以後、裁判所の監督の下、破産管財人が破産者の財産の管理処分を行う

③破産債権の届出・調査・確定

- ・破産債権を債権者に届け出させた上で調査し、確定させる

④破産財団の管理・換価

- ・破産者の財産について管理を行うとともに、換価

⑤配当

- ・法律上の順位に基づいて破産者の財産を債権者に配当

⑥債権者集会

- ・配当終了後、原則として計算報告のための債権者集会を開催

⑦終結決定

- ・計算報告集会終了後、裁判所が破産手続終結決定
- ・原則として法人が消滅

学校法人への解散命令に係る手続

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

違反の事実等を確認

措置命令

役員解任勧告

解散命令

清算手続

債務超過等

破産手続

法人の消滅

清算人(所轄庁により選任)による管理

運営改善

解散命令が避けられない場合の方策

(「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月)における今後の検討事項)

①清算等の準備行為の過程への移行

経営破綻が客観的に避けられない場合には、例えば、学校法人の申出に基づき、又は、猶予がないなど特異な場合には所轄庁の判断により、学校法人の清算等の準備行為の過程に移行させることを可能とすること。

②所轄庁が選任した管財人が役員に代わり管理

学校法人の経営の破綻が避けられないような事態になるに当たり、役員に重大な責任がある場合には、例えば所轄庁が選任した管財人が当該役員に代わり管理に当たることにより、学生等の保護の観点から学校法人の運営の適正化や財産の保全が図られることを可能とすること。

③私学関係者等の協力による在校生の転学等・あらかじめ蓄積した当面の運営資金の供給

在校生の転学等が円滑に行われるため、私学関係者等の協力により進めていく仕組みを整えるとともに、転学等を終えるまでの間、教育の提供を可能にする観点から、当該学校法人に当面の運営資金を供給するため、一定の金額をあらかじめ蓄積しておく制度を設けることなどにより必要な資金を確保する方策を講ずること。

裁判所の監督の下、破産管財人による管理